

令和4年度

事業計画
収支予算

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

< 目 次 >

事業名等	頁
令和4年度事業取組み方針	1
豊島区民社会福祉協議会の会員	3
豊島区民社会福祉協議会 組織図及び職員配置	4
事務局職員数	6
理事・監事・評議員	7
I 法人運営事業	9
1 役員会議等の開催	9
2 地域福祉活動計画事業	10
3 区民ミーティング推進事業	10
4 広報事業	11
5 表彰事業	12
6 実習生受入事業	12
7 職員研修事業	13
8 職員福利厚生事業	14
9 寄附金の活用	15
10 会員事業	15
II 地域福祉事業	17
1 緊急支援事業	17
2 親子ふれあい助成事業	17
3 リボンサービス事業	18
4 ハンディキャブ・リフト付乗用自動車運行事業	19
5 困りごと援助サービス事業	20
6 ふくし健康まつり事業	21
7 コミュニティソーシャルワーク事業	22
8 生活困窮者自立相談支援事業	23
9 生活支援コーディネート事業	24
10 福祉包括化推進事業	26
11 東日本大震災被災者支援事業	26
12 高齢者元気あとし事業	27
13 受験生チャレンジ支援事業	28
14 終活サポート事業	28
III ボランティア活動推進事業	30
1 ボランティアセンター運営事業	30
2 災害ボランティアセンター運営支援体制構築事業	30
3 視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業	31

4	ボランティア活動の推進	3 2
5	福祉教育・ボランティア精神の醸成	3 2
6	ボランティア活動情報発信	3 3
7	その他の地域支援	3 4
IV	助成事業	3 6
1	障害者施設・団体等助成事業	3 6
2	サロン活動支援助成事業	3 7
3	地域福祉推進助成事業	3 7
4	給食ボランティア活動助成事業	3 8
V	生活福祉資金貸付事業	3 9
1	生活福祉資金貸付事業	3 9
2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	4 0
3	生活福祉資金貸付事業（特例貸付）	4 0
VI	福祉サービス利用援助事業	4 2
1	福祉サービス権利擁護支援室運営事業	4 2
2	福祉サービス利用援助事業	4 3
3	法人後見・社会貢献型後見人活用事業	4 4
4	成年後見制度利用促進事業	4 4
5	成年後見等開始審判申立費用助成事業	4 5
VII	歳末たすけあい運動事業	4 7
1	歳末たすけあい・地域福祉活動募金	4 7
VIII	公益事業	4 8
1	中央高齢者総合相談センター運営事業	4 8
2	ひとり暮らし高齢者アウトリーチ事業	4 9
IX	その他の事業	5 1
1	豊島区社会福祉法人ネットワーク会議運営事業	5 1
2	地域密着面接会運営事業	5 1
	令和4年度 収支予算	5 3

令和4年度事業取組み方針

新型コロナウイルス感染症は、未だに世界中を様々な面で混乱に陥れ、収束の微かな兆しへの期待は、何度となく新たな変異株の出現によって裏切られています。コロナ禍の下での生活は3年目を迎え、「コロナありき」の生活スタイルが徐々に当たり前のようになり根付き始めています。

一方、コロナによる生活苦から脱することができず、より厳しい状況に陥った人たちも確実に増えていることが、特例貸付やCSWの活動などから窺うことができます。これまで、社会福祉協議会とは、関係性が薄い、働く若い世代や外国人労働者の方々も支援を求めています。

また、昨年度は、豊島区と協力して、「高齢者へのワクチン接種支援」や「コロナ陽性者への食糧配付援助」などをCSWが中心となって行ってきました。

今後は、こうしたコロナ禍特有の対応のみならず、アフターコロナを見据え、区民や各関係団体とのつながりを強化した支援を展開していきます。

令和4年度は、区からの重要な受託事業の確実な実施が求められます。まず、「成年後見制度の利用促進のための中核機関」の運営です。これまで社協が培ってきた「サポートとしま」での権利擁護関係の専門性や豊富な経験を生かした取り組みが期待されています。誰もが安心して利用できる成年後見制度の利用促進に向け、積極的に事業推進を図っていかねばなりません。

次に、「終活サポート事業」のさらなる展開です。誰もが必ず迎える人生のエンディングで、より豊かな生活をサポートするために、利用ニーズを把握したうえで、多様なサービスメニューを用意して、満足度の高い事業となるよう検討を進めます。

また、CSWの相談支援活動や「生活困窮者自立相談支援事業」の受託事業では、コロナ禍の下、一層重要性が増しています。

このような様々な地域課題に積極的に取り組み、福祉行政の一翼を担っていくためには、安定した経営基盤の下で職員の能力・資質の向上が欠かせません。社協職員の一人ひとりが地域課題を共有化してSDGsの理念である「誰一人取り残さない」地域の実現を目指して組織全体で取り組む職場風土を醸成してまいります。

○取組方針

- ・ 事業は、法令遵守の下に公平・公正・効率的かつ効果的に執行します。
- ・ 事業は、社会的要請や先見の明に照らして進め、スクラップ&ビルドにも積極的に取り組みます。
- ・ 事業の年度目標を確実に達成するため、進行管理を的確に行うとともに、適時取り組みの手法や手順等の検証・見直しを行います。
- ・ 新時代の社会福祉協議会を担う職員をどのように育成していくべきかを明確にし、計画的に職員の能力・資質の向上に取り組んでいきます。

○重点取組事業

1. 成年後見制度利用促進に関する取り組み（中核機関の受託）

「サポートとしま」では、成年後見制度推進機関として、中核機関の運営を区から受託して成年後見制度の利用促進を図ります。中核機関の運営にあたっては、これまで培ってきた専門性や権利擁護のネットワーク、地域とのつながりを十分活用するとともに、社協内の関連する部署をと連携して組織一体となった支援を行えるよう体制整備を図ります。

2. 発展的な終活サポート事業

これまでの終活に関する相談業務に加え、死亡時や病気や事故で意思表示できなくなった時に備えて緊急連絡先や生前契約、終活に関連する情報を登録する「終活情報登録事業」を新たに区から受託します。

また、葬儀や家財整理など、死後に不安を抱える多くの人のニーズに応えるべく日頃の見守りや生前契約の仕組みを社協の自主事業化に向け検討します。

3. CSW の新たな地域課題への取り組み

区内 8 か所で展開している CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が、コロナ禍において顕在化した課題（若年層や外国人の生活困窮や社会的孤立、ひきこもりなど）や、住民同士のつながりの希薄化等による孤独・孤立の問題に対して、住民や地域団体、関係機関と連携して、積極的なアウトリーチによる相談支援や地域活動支援等に取り組みます。

4. 大災害からみえた課題への取り組み

大災害に向けての取り組みとして「災害ボランティアセンター」の体制整備を区と連携しながら進めていきます。また、過去の自然災害時に他社協の災害ボランティアセンターに寄せられた、復興後を含めたあらゆる生活問題について、地域団体や企業、学校、他社協等に働きかけて区のエリアを越えた住民支援の体制づくりを検討していきます。

5. 財政収支の改善

長年にわたる赤字体質経営からの脱却と法人経営の安定化を図るため、引き続き会員確保や寄附の勧奨を図るとともに、様々な視点から新規事業の開拓を進めることにより、自主財源の拡大を目指します。

また、既存事業の見直しや再編成により、事業の効率化を進めるとともに、職員定数を精査し、組織の適正規模を図ります。

豊島区民社会福祉協議会の会員

1 会員数の推移(年度末現在)

単位：件

区分 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (12 月末現在)
個人会員	4,080	3,920	3,971	3,808	3,728
団体会員	323	322	320	306	301
施設会員	58	55	58	58	—
賛助会員	138	137	129	130	192
合 計	4,599	4,434	4,478	4,302	4,221

※2021年度から施設会員は賛助会員に統合しています。

2 会費収納額の推移(年度末現在)

単位：円

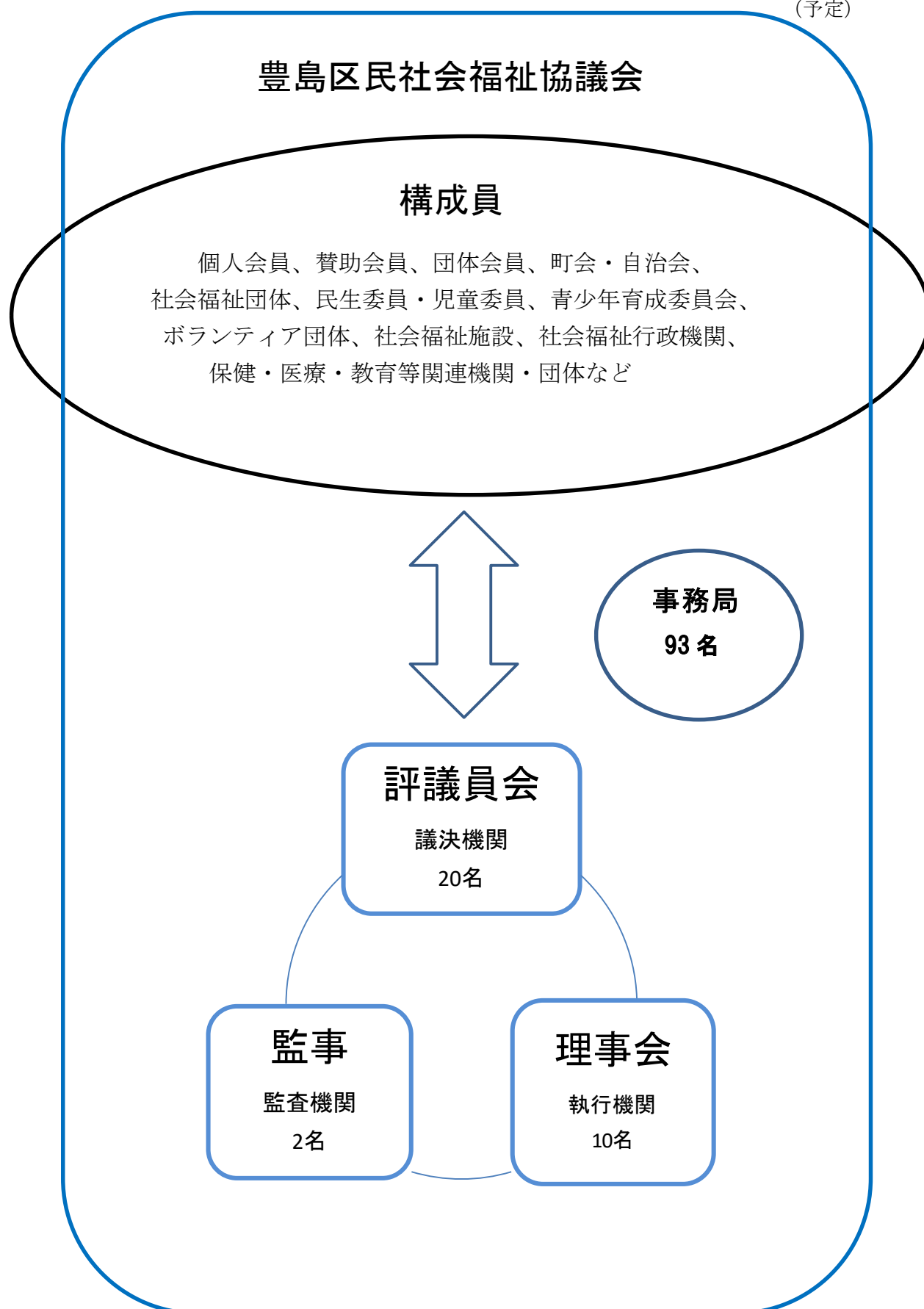
区分 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (12 月末現在)
個人会員	4,994,000	4,833,000	4,508,000	3,922,000	3,501,000
団体会員	1,238,000	1,219,000	1,176,000	1,139,000	1,111,000
施設会員	196,000	262,000	243,000	239,000	—
賛助会員	418,000	423,000	440,000	418,000	867,000
合 計	6,846,000	6,737,000	6,367,000	5,718,000	5,479,000

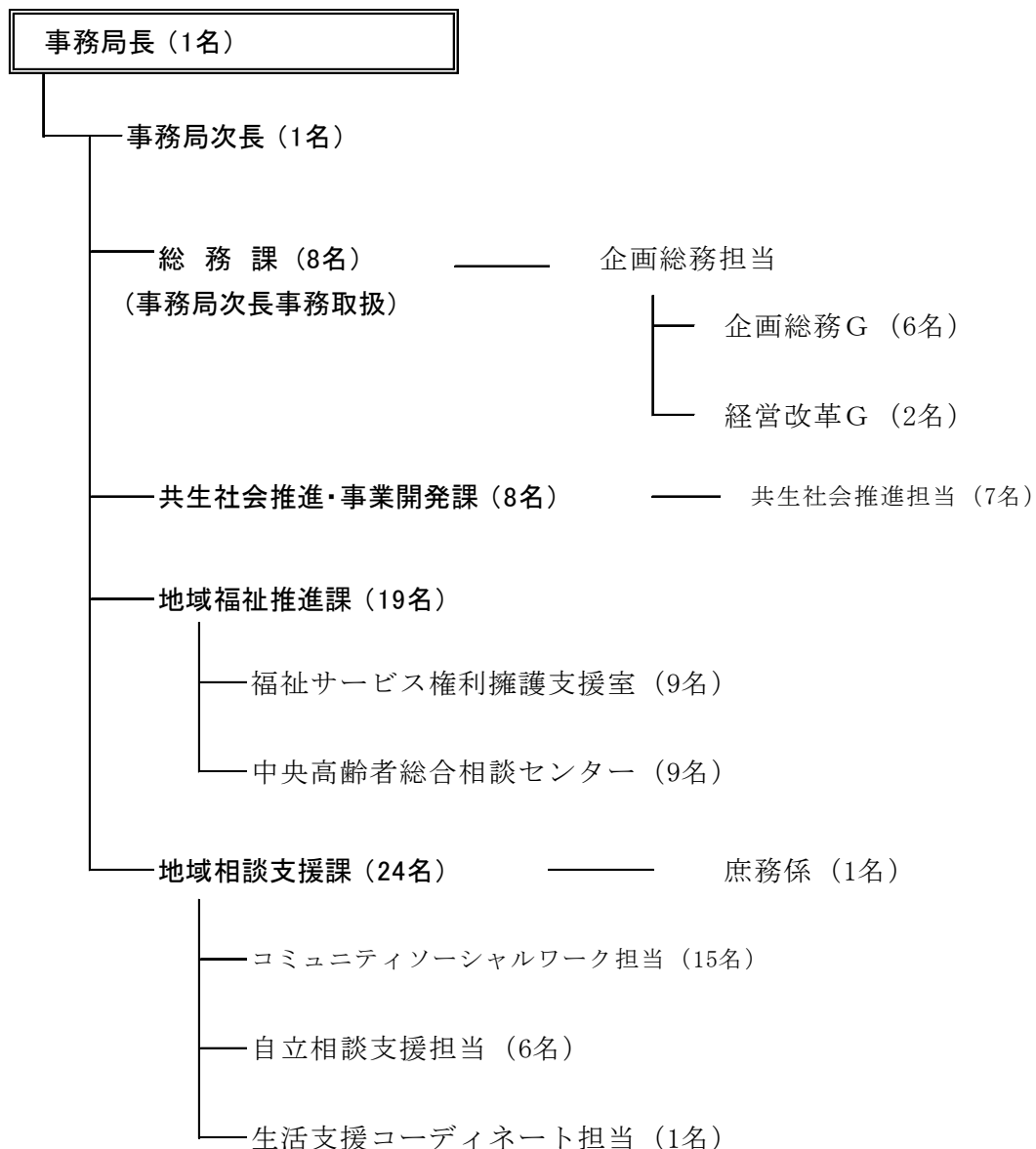
※令和3年度から団体会員・賛助会員の会費を寄附金として計上しています。

豊島区民社会福祉協議会 組織図及び職員配置

令和4年4月1日

(予定)





* 区に派遣 (4名)

全 体 職 員 数		
局 長	1 名	1名区より派遣
次長・課長	4 名	1名区より派遣
チーフ	7 名	1名区より派遣
常 勤	4 9 名	4名区へ派遣、3名区より派遣
非常勤・再雇用	4 名	非常勤 1名・再雇用 3名
小 計	6 5 名	
臨時職員	2 8 名	生活支援員 20名、臨時職員 5名 巣鴨サロンスタッフ 3名
合 計	9 3 名	

事務局職員数

【職員数の推移（各年度４月１日現在）】

（単位：人）

	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 （見込み）
常勤職員	47	53	53	53	52
任期付常勤職員	14	11	12	10	9
非常勤・再雇用	4	3	2	3	4
臨時職員	—	20	31	34	28
合 計	65	87	98	100	93

注）平成 30 年度までは臨時職員は含めていません。

理事・監事・評議員【令和４年１月３１日現在】

理 事【定数１０名、現員数１０名】

任期 令和３年６月２９日～令和４年度決算に係る定時評議員会の終結時まで

(※１の任期 令和３年８月１７日～令和４年度決算に係る定時評議員会の終結時まで)

(※２の任期 令和３年１１月４日～令和４年度決算に係る定時評議員会の終結時まで)

	氏 名	選出区分	所属・現職
※１ 会長	寺 田 晃 弘	豊島区民生委員児童委員協議会の推薦による者	豊島区民生委員児童委員協議会会長
※２ 副会長	片 桐 昌 英	豊島区町会連合会の推薦による者	豊島区町会連合会会長
副会長	白 熊 千鶴子	豊島区青少年育成委員会連合会の推薦による者	豊島区青少年育成委員会連合会会長
常務理事	天 貝 勝 己	豊島区民社会福祉協議会事務局長の職にある者	社会福祉協議会事務局長
理 事	平 井 貴 志	福祉関連分野に関わる者及び学識経験者で会長の推薦による者	豊島区医師会代表理事
理 事	神 山 裕 美		大正大学社会共生学部社会福祉学科教授
理 事	斉 藤 則 美		特定非営利活動法人ぶどうの木理事長
理 事	堀 口 つき子	地域福祉に関する活動者で会長の推薦による者	元豊島区社会福祉事業団事務局次長
理 事	宮 長 定 男	社会福祉施設の運営に関わる者で会長の推薦による者	社会福祉法人泉湧く家理事長
理 事	田 中 真理子	関係行政機関のうち豊島区保健福祉部長の職にある者	豊島区保健福祉部長

監 事【定数２名、現員数２名】

任期 令和３年６月２９日～令和４年度決算に係る定時評議員会の終結時まで

	氏 名	選出区分	所属・現職
監 事	二重作 誠一郎	財務管理について見識を有する者	税理士 東京税理士会豊島支部相談役
監 事	高 橋 計 之	社会福祉事業について見識を有するもの	豊島区社会福祉事業団前理事長

評 議 員 【定数 20 名、現員数 20 名】

任期 令和3年6月29日～令和6年度決算に係る定時評議員会の終結時まで

(※の任期 令和3年11月22日～令和6年度決算に係る定時評議員会の終結時まで)

	氏 名	選出区分	所属・現職
1	外山 克己	豊島区町会連合会	第三地区委員会 池袋御嶽町会会長
2	照内 義雄	豊島区町会連合会	第一地区委員長 巣鴨四丁目協和町会会長
3	田中 英治	豊島区町会連合会	第七地区委員会 南長崎六丁目町会会長
4	塚田 義信	豊島区町会連合会	第九地区委員会 高松二丁目町会会長
5	※池田 好雄	豊島区町会連合会	第六地区委員会 西池袋四丁目町会会長
6	藤井 昌男	豊島区町会連合会	第十二地区委員会 東池袋五丁目東町会会長
7	松浦 初枝	豊島区民生委員児童委員協議会	巣鴨地区会長
8	武藤 節子	豊島区民生委員児童委員協議会	池袋西地区会長
9	岡田 実	豊島区民生委員児童委員協議会	高田地区会長
10	山本 道子	豊島区青少年育成委員会連合会	豊島区青少年育成委員会連合会副会長 第十一地区青少年育成委員会会長
11	根岸 幸子	豊島区青少年育成委員会連合会	第六地区青少年育成委員会会長
12	竹野 康二	豊島区高齢者クラブ連合会	豊島区高齢者クラブ連合会副会長
13	長谷川則之	豊島区障害者団体連合会	豊島区聴覚障害者協会会長
14	松永久美子	豊島区精神障がい者事業所連合会	染井クリエイト代表
15	武居 裕子	社会福祉施設	若草保育園園長
16	林 洋	豊島区商店街連合会	豊島区商店街連合会副会長 サンモール大塚商店街振興組合理事長
17	浦野 静夫	豊島法人会	豊島法人会常任理事
18	河野 倫数	ボランティア活動団体及びボランティア	歯科医師
19	東 三千代	ボランティア活動団体及びボランティア	ボランティア 豊島区家庭教育推進委員 OB 会代表
20	渡邊 圭介	関係行政機関	福祉総務課長

I 法人運営事業

1 役員会議等の開催【総務課】

予 算	1,318,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第 38 条～第 45 条） 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会定款
事業開始	昭和 37 年
事業の目的等	関係法令及び定款・規程等に基づき、公正で開かれた法人運営を行います。 【評議員会】法人の運営に関わる重要な事項の議決を行い、理事の執行に対して監督をすることで適切な法人運営を行います。 【理 事 会】業務執行に関する意思決定及び理事の職務執行の監督をすることで、適切な法人運営を行います。 【監 事】理事の職務執行を監査し、必要に応じ助言・指導等を行うことで、法令や定款等に基づいて適切な法人運営が行われるようにします。
課 題	新型コロナウイルス感染対策のために広めの会場を確保すること求められるため、調整に時間がかかり、必要時速やかな開催が困難な状況があります。 効果的効率的な業務実施ができるように、各種規程等の整備が必要です。
R4 年度目標	業務の見直しを行い、効果的かつ適切な法人運営ができるように、各種規程等の整備を行います。 効果的な法人運営のための役員等の意見交換が可能なように、全員が主席出来る日程の調整を行います。

< 具体的取組 >

会議等	内 容	実施時期
正副会長会	理事会に諮る事項について審議します。	随時開催
理 事 会	評議員会の議題・議案の決定及び招集、会長・副会長及び常務理事の選定及び解職、重要な財産の処分及び譲受け、計算書類等及び事業報告等の承認、その他の重要な業務執行の決定等について審議します。	6 月、3 月 その他
評 議 員 会	理事及び監事の選任・解任・報酬等の決定、計算書類及び事業報告等の承認、定款の変更、解散の決議、社会福祉充実計画の承認、その他法令又は定款で定められた事項について審議します。	定時評議員会 6 月 評議員会 3 月、その他
監 事 監 査	社会福祉法人の責務を果たすとともに、経営目標を確実に達成するため、事業及び会計並びに理事の職務等に関し、その執行状況を監査し、助言や指導により公正な法人運営を進めます。	5 月
評議員選任・解任委員会	評議員の選任及び解任について、客観的で公平な立場で審議します。	随時開催

2 地域福祉活動計画推進事業【総務課】

予 算	163,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第 109 条）
事業開始	平成 13 年
事業の目的等	計画の着実な進行によって、「誰もが安心して暮らしていける福祉のまち」の実現を目指します。
課 題	コロナ禍における地域の課題や地域で取り組んでいる活動の把握が必要です。感染対策等に気を付けながら、地域活動の継続や新たなニーズに対応する仕組みづくりの支援が求められています。
R4 年度目標	支援者向けに行ったアンケート調査の結果や、日々の相談業務等から把握された地域の課題を整理し、積極的にアウトリーチ活動に取り組みます。 地区担当の役割等について見直しを行います。

< 具体的取組 >

- ・コロナ禍のニーズに対応する年度の目標を設定し、具体的な進捗管理を行います。
- ・地域の活動の支援にとどまらず、各事業や地区担当によるアウトリーチを積極的に実施し、コロナ禍で不安や困難さを抱える区民の支援に繋げていきます。
- ・最終年度に地域福祉活動の全体図が描けるように、情報の収集と分析を継続的にを行います。
- ・地域福祉活動計画推進委員会を 5 月頃に開催し、地域の取組状況と計画について報告をし、委員の意見を踏まえて見直しを行います。

		平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域福祉活動計画推進委員会 スケジュール	開催	2 月	6 月	5 月	5 月	5 月、他	5 月、他
	内 容	進捗報告	進捗報告	目標及び 進捗報告	目標及び 進捗報告	目標及び 進捗報告	改定計画の検討 と策定 (作業部会開催)

※現在の地域福祉活動計画は平成 30 年を初年度とする 6 か年計画です。

3 区民ミーティング推進事業【総務課】

予 算	365,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業開始	平成 23 年
事業の目的等	区民が主体的に関わって課題を共有し、地域で解決するための取り組みを検討することで、区民一人ひとりや団体の繋がりを広げていきます。
課 題	新型コロナウイルスの感染対策に気を付けて、対面だけでなくオンライン等による意見交換や地域活動の支援が求められています。地域の状況に応じた開催の検討が必要です。

R4 年度目標	コロナ禍における課題や取り組みについて、対面や紙媒体以外での情報発信や交流について、地域のニーズに合った区民ミーティングの開催を検討します。
----------------	--

<具体的取組>

- ・8 圏域（地域包括支援センター圏域）ごとに、非対面を含めた区民ミーティングを開催します。
- ・圏域間の連携を重視して、区内全地域の情報共有ができるように取り組みます。
- ・活動計画に基づいて、住民主体の取り組みができるように働きかけを行います。また、コロナ禍における新たな課題に対しても、積極的な取組の検討を進めます。
- ・区内全体の取り組みや繋がりが見える資料の作成を行います。

4 広報事業【総務課】

予 算	5,858,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会広報委員会規程
事業の目的等	広報誌やホームページ等を通じて、社協の取り組みや地域の活動についての情報を発信し、住民や関係団体等の地域福祉に関する理解を深めます。 社協の事業に理解をいただくことで、会員加入者の増加を目指すとともに、地域福祉活動の増進を促します。
課 題	法人内で広報誌等を事業ごとに作成しており、効果的な広報ができていません。各課の発行物も含めて、法人全体で検討することで、効果的な社協のPRになるように見直しが必要です。
R4 年度目標	より多くの区民に社協の魅力と取り組みを伝えられるように、広報誌の全戸配布や駅広報スタンドの活用をします。会員募集チラシや社協パンフレット、ハンドブックなどを見直し、広く区民の方などの手に届く広報物の発行を検討します。

<具体的取組>

- ・広報委員の活動を機関紙「豊島福祉」の編集にとどめず、広報全般の検討ができるように見直します。
- ・多くの区民が、社協の活動や地域福祉に興味関心を持てるように、各課で発行している広報物を法人全体で見直し、効果的に取り組みとその成果を紹介します。
- ・SNSを活用した情報発信やイベント等の取組みにより多くの区民に情報が届くように工夫します。

事 業 名	内 容	実施回数・時期
トモニーつうしん（社会福祉協議会だより）の発行	日頃、社協に馴染みのない一般の区民に対し、活動の内容、意義等を周知し、社協や地域福祉への理解を深めるため全戸配布や新聞折込により配布	全戸配布 年1回 新聞折込 年1回
機関紙「豊島福祉」の発行	会員向けに社協の活動を紹介 年4回各6,000部 民生委員による訪問や郵送により配付	年4回 4、7、11、2月
社協ハンドブックの発行	会員向けに配付	7月
社協チラシ・会員増強チラシの発行	社協会員になることで地域福祉の参加を促すため区民一般を対象に、社協の取り組みや魅力を紹介	通 年
ホームページの運営	法人運営の報告、社協の事業や活動、イベント情報等を逐次更新により掲載	通 年

広報映像の活用等	広報映像作品「このまちでみんなと生きてゆく ～豊島区民社協の春夏秋冬～」を活用したPR 広報印刷物のデータ化の推進 豊島区民社協イメージキャラクター「ふくじい」 LINE スタンプの販売 SNS（LINE・Instagram・Twitter）の活用	通 年
----------	---	-----

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
トモ二一通信発行数 (部)	計画	240,000	258,000	258,000
	実績	240,000		
豊島福祉発行数 (部)	計画	28,000	24,000	24,000
	実績	26,000	18,000	
ホームページアクセス件数 (件)	計画	40,000	40,000	40,000
	実績	63,624		

5 表彰事業【総務課】

予 算	1,316,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会感謝状贈呈規程
事業の目的等	社協事業及び区内の地域福祉の向上に功績のあった方に対し感謝状を贈呈し、感謝の意を表します。
課 題	多くの功労者の方に出席いただけるよう感謝状贈呈式の時期や会場を調整します。
R4 年度目標	民生委員・児童委員の一斉改選があるため、開催時期を2回に分けて実施します。

< 具体的取組 >

- ・当法人の理事・監事・評議員、町会長・自治会長、民生委員・児童委員を退任された方、年間で10万円を超える金品の寄附者、在宅サービス協力員等の社協事業に貢献された方々に対し、感謝状及び記念品を贈呈し表彰します。

6 実習生受入事業【総務課】

予 算	(収入 328,000 円)
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会福祉援助技術現場実習生受入れに関する要領
事業開始	平成24年
事業の目的等	社会福祉従事者の育成を行うとともに、実習生を教えることを通じて、職員が新たな視点に気づき事業を見直す機会を得て、職員のスキルアップを目指します。
課 題	相談援助が深められるようにプログラムの見直しが必要です。 実習指導者に過度な負担がかからないよう、法人全体で取り組む必要があります。

R4 年度目標	計画的に実習指導者養成講座の受講対象者を決め、職員を育成します。 実習指導者マニュアル等の整備により、事業の標準化と事務の効率化を図ります。 新型コロナウイルスの感染対策を徹底し、効果的な実習プログラムの実施を目指します。
----------------	---

< 具体的取組 >

- ・年間 7 名の実習生を受け入れ、社会福祉士を目指す学生の育成を行います。
- ・受入時期は 7 月から 11 月の期間で、1 回 23 日～24 日間の日数で実施し、実習費用は 1 人 1 日 2,000 円以上を受け取ります。
- ・計画的に実習指導者養成講座を職員に受講させ、指導者の育成を図ると共に、実習指導者用マニュアル作成等を行います。

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実習生受入数 (人)	計画	8	8	7
	実績	8	0	
実習指導者数 (人)	計画	9	9	9
	実績	9	9	

*現在の実習指導者には管理職も含まれており、今後は管理職を除く指導者で 9 人を目標とします。

7 職員研修事業【総務課】

予 算	387,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会職員研修実施要綱 豊島区民社会福祉協議会職員視察研修要綱 豊島区民社会福祉協議会職員の区・団体等派遣研修実施要綱
事業の目的等	職員職の職層における役割や専門職としての知識や技能の向上を図ります。 新入職員の育成を通じて、中堅職員の指導力の向上を図ります。
課 題	各課で専門研修を実施していますが、計画的な人材育成が不十分です。また、実務を通じた新人育成が求められています。 社協独自の職層研修が十分にできておらず、役割が効果的に担えていません。
R4 年度目標	フレッシュートレーナー制度を見直し、職場内での OJT が効果的に実施できるよう体制を構築します。 研修計画を法人全体で検討し、区とも連携をして計画に基づいて職層研修・専門研修を実施する体制を整備します。

< 具体的取組 >

- ・フレッシュートレーナーのマニュアルの改訂し、係内で指導ができるようにします。また、職場内の OJT でも活用できるようにし、職員全体で共有します。
- ・個人目標と連動した研修を実施することで、効果的な人材育成に取り組みます。
- ・職層別の研修計画を年度当初に作成し、計画的な職員育成に取り組みます。
- ・全職員を対象とした、法人内の研修により、法人の目標や事業の方向性を一致させ、効率的な業務遂行ができるように取り組みます。
- ・先駆的な取組をしている法人の視察研修の実施を検討します。

項目		実施時期・内容等	講師
職 層 別	主事研修	採用時、3年目、7年目に実施	内部・外部講師
	主任、チーフ研修	主任昇任時、チーフ昇任時に実施	内部・外部講師
	管理職研修	昇任時に実施	外部講師
法人内研修		法人内の業務やサービス、ハラスメント・個人情報等に 係る研修	内部・外部講師
専門研修		社会福祉士、看護師・保健師、主任介護支援専門員、 会計、人事労務、相談援助、その他	外部講師
技能・資格取得の奨励		社会福祉士、精神保健福祉士、主任介護支援専門員、 実習指導者、手話等	外部講師
視察研修		先進事例の実践法人等の視察	外部法人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
職層研修受講者数 (人)	計画	15	14	14
	実績	9		
専門研修受講者数 (人)	計画	5	5	5
	実績	17		
法人内悉皆研修(回)	計画	1	2	2
	実績	1		

8 職員福利厚生事業【総務課】

予 算	3,601,938 円（法人全体）
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	労働安全衛生法（第 66 条） 豊島区民社会福祉協議会衛生委員会運営規程
事業の目的等	職場環境及び職員の健康を増進し安全を守ります。
課 題	健康に不安を抱えている職員のヘルスケア対策や体制の整備が求められています。
R4 年度目標	産業医による個別面談や相談体制の整備と、公的な相談機関の活用により、職員の健康不安に対応でき仕組みづくりに取り組みます。

< 具体的取組 >

- ・フレンドリーげんき（東京広域勤労者サービスセンター）を活用し、職員の福利厚生を推進します。
- ・職員健康診断及びストレスチェックを全職員対象に実施し、40 歳以上で節目年齢の職員を対象に、人間ドッグ費用助成を実施します。
- ・毎月、衛生委員会を開催し、職員の健康や労働環境の改善に取り組みます。
- ・職員の健康促進のため、協会けんぽの特定保健指導を受け、また産業医への積極的な質問や面談計画をします。
- ・東京産業総合保健支援センターを活用し、チーフ・管理職に対する研修や職員の相談体制の強化を図ります。

9 寄附金の活用【総務課】

予 算	(収入 2,000,000 円)
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業の目的等	地域住民や企業等からの寄附金及び寄附物品を、寄附者の意向を尊重して地域福祉の増進のために効果的に活用します。
課 題	寄附実績が減少傾向にあるため、地域に向けて効果的な広報が必要です。
R4 年度目標	寄附文化の醸成に係る取り組みを実施し、寄附件数の増加を目指します。 税額控除対象法人の申請を行います。

＜具体的取組＞

- ・広報誌やホームページを活用し、寄附金が公正かつ有効に活用されていることを周知し、寄附者の増加につながるよう取り組みます。
- ・会員制度の見直しにより、賛助会員等の会費を寄附金として扱うことで、3,000 円以上の寄附件数年平均 100 件以上となるため、税額控除対象法人の申請を行います。
- ・インターネット上からクレジットカードやネットバンキング決済を利用して寄附を募る等、寄附募集の新しい仕組みについて検討します。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
寄附金収入金額 (千円)	計画	8,000	3,000	3,000
	実績	2,331		

《3,000 円以上の寄附件数》

	H29	H30	2019	R2	R3	R4	5 か年平均
目標			100	200	200	250	
件数	71	73	76	65	224 (12 月時点)		101 (12 月時点)

※税額控除対象法人の申請の基準：3,000 円以上の寄附件数の 5 か年平均が 100 件以上

10 会員事業【総務課】

予 算	893,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会会員規程
事業の目的等	地域福祉に理解、関心のある区民や関係機関を増やすことで、地域福祉の推進に取り組めます。 会員を増やすことで、自主財源である会費収入の増強を図り、地域福祉活動の充実を目指します。
課 題	社協会員になる意義の周知が十分ではなく、社協会員が減少傾向にあります。 新型コロナウイルスの影響を受けて退会する人や加入を見合わせる方もいました。 ゆうちょ銀行の振込手数料が上がったため、コンビニ振込の促しが必要です。
R4 年度目標	各職員が事業等を通じて会員加入を働きかけることで、会員数の増を目指します。 コロナ禍における地域福祉の必要性を発信し、社協会員になることで会費（寄附金）が地域貢献につながることや、賛助会費の寄附控除について周知を図り、会員増加を目指します。

＜具体的取組＞

- ・より多くの区民に知っていただくために、会員募集チラシを町会掲示板等により周知を図ります。
- ・団体会員・賛助会員の会費を寄附金として扱うことで税額控除の対象となることをPRし、会員増強を目指します。
- ・会員会費を地域福祉活動の財源として有効に活用し、その取り組みや成果を会報誌やホームページ等により会員や地域に発信することで、さらなる会員の増強や地域福祉の増進に努めます。

事業名	内 容	実施時期
会員特典サービス事業	◇長期継続会員謝恩プレゼント 長期間加入（5年以上）会員への記念品等の贈呈	12月
	◇会報「豊島福祉」の発行	年4回
ハンドブックの発行	豊島区民社協の事業や区内の福祉サービス等の情報を掲載した「豊島区民社協ハンドブック（2022年版）」を配付	7月
会員募集チラシの作成	社協会員を募集するチラシを作成し、町会掲示板の掲示や地域イベント等で配布	5月

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数 (件)	計画	5,000	5,500	5,200
	実績	4,302		
会費収入 (千円)	計画	10,000	8,000 (会員会費：5,400)	6,200 (会員会費：4,100)
	実績	5,718		

＊令和3年度から会計上、団体会費・賛助会費は寄附金として計上しています。

Ⅱ 地域福祉事業

1 緊急支援事業【総務課】

予 算	630,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☒ その他（区との協定事業） ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	緊急支援事業（路上生活者等に対する緊急援護金等支給）事務に関する協定書
事業開始	平成 19 年
事業の目的等	一時的に生活困窮に陥った者に対し、緊急一時保護に必要な交通費や生活費等の貸付によりで、生活保護等制度活用までの生活の安全を図ります。
課 題	相談は増加傾向にあり、貸付後の返済が得られないケースもあります。 自立支援の対象者で貸付の必要なケースも多く、柔軟な運用が望まれます。 コロナ禍において経済困窮による相談が増えています。
R4 年度目標	生活福祉課と協議をし、貸付における課題整理を行い、限られた財源での効果的な支援の実施ができるように検討します。

< 具体的取組 >

- ・区との協定の基づき、社協が資金を提供し、生活福祉課が支援を実施します。
- ・支給対象者は、生活保護申請中で受給までの生活費が不足する者や更生施設等に入所予定の路上生活者等で、制度利用までの生活費の貸付により、自立生活が営めるように支援をします。
- ・自立支援の対象者の貸し付けについて、状況に応じて区と協議のうえ対応を検討していきます。
- ・限られた予算の範囲で運用が続けられるように、支給及び返済状況を社協と生活福祉課の双方で確認し、支給額等の見直しを早めに行います。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額（円）	630,000	630,000	630,000
実施件数（件）	765		

2 親子ふれあい助成事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	439,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会親子ふれあい助成事業実施要綱
事業開始	平成 18 年 8 月 1 日
事業の目的等	障がい児とその保護者、または介護者及びひとり親家庭の児童に対し、施設利用料等の一部を助成することにより、社会参加を促し、多くの人との交流、自然とのふれあい体験などの機会へつなげることを目的としています。
課 題	自主事業を進める上での財源は厳しい状況ではありますが、この事業により子育て世代の声を拾える機会にもなっています。
R4 年度目標	引き続き、社会的包摂の考え方に立って、障がい児とその保護者、または介護者の申請促進を進めます。また、ひとり親家庭への社会参加を促し、多様な人との交流や親と子のふれあいを推進します。

	申請者の声をアピールすることで、地域からの支援（寄附）を頂けるよう、広報啓発を工夫します。
--	---

＜具体的取組＞

- ・引き続き、障がい児とその保護者、または介護者については助成額を増額、年度内2回まで申請可能とします。
- ・助成申請の受理は年度予算の範囲内までとします。
- ・申請者をお願いしている、絵日記風の感想レポートを素材に広報啓発活動に力を入れます。また、このレポートの作成を通じ、もう一度親子のふれあいの場面になることを期待しています。また、申請者に対しても本助成事業が一般の寄附から成り立っていることについての理解を得るようにしています。
- ・ひとり親家庭への支援として司厨士協会における社会貢献活動を活用し、夏休みに親子で楽しむ機会をつくります。

No.	対象	助成額	申請回数
1	障がい児 介助者 (障がい児1人につき1人まで)	1人 2,500円 1人 2,500円	年度内2回
2	ひとり親家庭	子ども1人 3,000円	年度内1回

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数（件）	計画	70	90	90
	実績	42件（73人）		
助成額（円）	計画	410,000	410,000	410,000
	実績	198,642		

3 リボンサービス事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	7,895,000円
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会在宅福祉サービス規程
事業開始	平成3年10月1日
事業の目的等	住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域の方々の参加と協力による、住民相互の助け合いの仕組みです。日常生活において援助を必要とする方に対し、家事援助を中心に支えることを目的としています。
課 題	住民相互の助け合いのボランティア活動として地域に継続して発信していく必要性を感じています。コーディネート業務を実践するうえで必要なソーシャルワークスキルと感情労働の分野に入るコーディネーターの資質向上を図るための養成プロセスを検討する必要があります。
R4 年度目標	住民相互の助け合いの仕組みであり、ボランティア活動であるという事業の主旨を伝える広報活動に力を入れます。 断らない相談支援を通じ新たな地域課題の把握、それに対応する仕組みづくりにつなげていきます。 小地域を意識したリボンサービス会員同士のネットワークづくりに取り組みます。

<具体的取組>

- ・「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えた会員同士の互いの支えあいの仕組みであり、ボランティアの活動であることを明確に伝えていきます。
- ・断らない相談支援を通じ、他機関や他の事業との連携し、新たなニーズへ対応できる仕組みづくりを実践していきます。
- ・会員同士の交流の場を設け、ネットワークづくりを推進し、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進します。
- ・団体として会員登録しての活動（R3 実践）について現状と課題を踏まえ更なる展開を試みていきます。
- ・利用料・謝礼については、在宅福祉サービス事業運営委員会において引き続き検討し、事業の財政状況の改善を図ります。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用会員（人）	計画	550	400	420
	実績	387		
協力会員（人）	計画	250	200	210
	実績	185		
サービス提供延件数 （件）	計画	12,300	6,000	6,300
	実績	5,595		
サービス提供延時間 （時間）	計画	16,080	7,800	8,200
	実績	6,686		

4 ハンディキャブ・リフト付乗用自動車運行事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	6,668,000 円 内訳 3,379,000 円（キャブ）3,289,000 円（リフト）
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☒ 受託事業（区） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会ハンディキャブ運行事業規程 豊島区民社会福祉協議会ハンディキャブ連絡調整員設置要綱 リフト付乗用車運行委託契約書
事業開始	平成 5 年 10 月 1 日
事業の目的等	障がい、高齢、疾病等で公共交通機関を利用するの外出が困難な方を対象に、地域の協力会員の協力を得てリフト付き乗用自動車の運行を行う会員制の福祉有償運送サービスです。対象者の社会参加の機会を後押しし、あわせて車両の貸し出しも行っています。
課 題	利用会員・協力員の拡充を進めていく必要があります。 この事業について、まだまだ区内における認知度を高める工夫が必要です。
R4 年度目標	事業 PR の方法を工夫し、区内での認知度を高めていきます。 協力員の拡充のためのアプローチについては、通常の広報活動以外の新たな場を模索していきます。 安心・安全で利用者に優しい運転で事業を推進します。 車輛の保守・管理等について体制を整備します。

＜具体的取組＞

- ・ホームページ、チラシ配布等以外にも PR する機会や新たな場（出張講座での福祉車両の紹介など）を増やします。
- ・ふくし健康まつりにて福祉車両のデモンストレーションを実施し、事業 PR 及び会員募集の呼びかけを行います。
- ・車両の保守管理については長期的スケジュールを作成し、適切な時期の保守対応と予算管理を実施していきます。
- ・ドライバーの運転適性に関する診断を実施します。
- ・利用料・謝礼については、在宅福祉サービス事業運営委員会において引き続き検討し、事業の財政状況の改善を図ります。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用会員数（人）	計画	120	120	130
	実績	108		
協力会員数（人）	計画	26	26	26
	実績	19		
運行件数（件）	計画	3,300	1,560	1,700
	実績	1,371		

5 困りごと援助サービス事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	384,000 円
事業区分	□自主事業 ☒ 補助事業（区） □受託事業 □その他
	□重点事業 □新規事業 □拡充事業 □縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会困りごと援助サービス事業実施要綱
事業開始	平成 19 年 5 月 1 日
事業の目的等	一人暮らしの方や高齢者世帯、障がい者のみの世帯、高齢者と障がい者のみの世帯の方等を対象に、日常生活における軽微な困りごとについて、地域の協力員が訪問し、困りごとに対処する事業。ちょっとしたことを近隣で解決していくことができるような地域づくりを目指しています。
課 題	事業趣旨を正しく伝えていく必要があります。 事業趣旨に沿った活動を行うために、小地域内での協力会員の拡充が必要です。 伴走型の支援が必要なケースが散見されますが、今後も有償型のボランティア活動での対応でよいのか検証が必要です。
R4 年度目標	住民参加型の支え合いの仕組みの一つの在り方としてわかりやすい広報 PR を実施します。 小地域を意識した、協力員の拡充と利用促進を目指します。

＜具体的取組＞

- ・事業の名称について、事業趣旨が伝わりやすく親しみやすい名称に変更します。
- ・困りごと援助サービスで対応したケース、また対応できなかったケースを参考に地域課題を捉え、新たな支え合いの仕組みづくりの開発につなげていきます。
- ・事業の対象者や活動内容を分かりやすく伝える広報 PR の機会を増やしていきます。
- ・C S Wや町会、民生委員等と連携し小地域での支え合いの充実を目指します。
- ・利用を通じて、社会福祉協議会への理解を深め、社会福祉協議会会員への入会につなげていきます。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
サービス利用 延人数（人）	計画	220	240	240
	実績	156		
サービス利用 延時間数（時間）	計画	165	120	130
	実績	99.5		
協力員 登録者数（人）	計画	55	65	70
	実績	59		

6 ふくし健康まつり事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	499,200 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☒ その他（区と共同主催）
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☒ 縮小・廃止事業
事業開始	平成元年
事業の目的等	区民の福祉の向上や健康増進に関する意識の啓発を図ることを目的に開催します。
課 題	特定の団体、機関だけでの開催のため、拡がりがないような状況にあります。 ここ数年で、イベント本来の主旨から乖離してきている印象を受けます。 子どもたちの参加が少ないことが課題となっています。
R4 年度目標	区制施行 90 周年にあたる今年度は「ふくし健康まつり+（プラス）」として、会場にあたる中池袋公園を中心とした企業の協力を仰ぎつつより多くの方に関心をもってもらえるようなイベントを開催します。 多様な主体が参加し協働できるイベントづくりを目指します。 改めて、イベント本来の主旨を確認するところから企画を練り直していきます。 特に、子どもたちの参加につながるような機会にできるような企画を検討していきます。

< 具体的取組 >

- ・商店会や近隣の事業所などとの連携を図り、地域全体で作り上げるイベントへ向けて組織化・ネットワーク化を推進します。
- ・障がい者への理解やボランティア活動の啓発などイベント本来の主旨に立ち返り、地域福祉の推進に寄与するような事業展開を目指します。
- ・十分な感染症対策を講じた形でのイベント運営を企画します。
- ・これまであまり参加者の層として見込めてこなかった子ども・若者層にも興味を持ってもらえるような企画を推進していきます。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
参加者数 （人）	計画	10,000	6,000	15,000
	実績	—	—	
実施日		12/6 予定（中止）	2/20 予定（中止）	2/26 予定
会場		区民センター 中池袋公園	区民センター 中池袋公園	区民センター 中池袋公園

7 コミュニティソーシャルワーク事業【地域相談支援課】

予 算	116,220,016 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他 ☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区コミュニティソーシャルワーク事業実施要綱（区）
事業開始	平成 21 年 4 月 1 日
事業の目的等	社会的孤立や制度の狭間で支援を受けることができない住民など、潜在化している地域生活課題に対する積極的なアウトリーチや相談支援、地域社会への参加支援などを実践することにより、“誰一人取り残さない”地域共生社会の実現を目指します。また、地域住民や町会・自治会、民生児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協力し、地域における新たな支えあいの仕組みづくりを推進するとともに、地域力の向上を目指します。
課 題	コロナ禍による影響が長期化する中で、年代や属性などを問わず、生活困窮状態に陥ったり、対面での交流ができなくなったことなどによる、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。地域で孤立している人々については、地域住民や民生児童委員、団体とのネットワークを通じたアウトリーチや、伴走型の支援を行う必要があります。また、地域活動においては、活動者同士の横のつながりが弱く、活動上の悩みやモチベーションを維持する方法などを共有できない状況もあるため、地域でのネットワークづくりが必要です。
R4 年度目標	いわゆる 8050 世帯やひきこもり、ダブルケアなど、制度の狭間にあるケースなどへの相談支援を通じて、住民や地域団体、関係機関と連携した支援を実施し、それらから見えてくる共通の課題への対応を検討して、地域で実践を展開していきます。福祉や地域に対する住民の意識を高め、CSW活動への理解を促進するために、これまでの実践を各圏域にてまとめ、小地域で実践報告会や情報発信などを行います。

< 具体的取組 >

① 個別相談支援

- ・一人ひとりの気持ちや生活に寄り添いながら、制度の狭間で支援を受けることができない住民や困難ケース等にも積極的に関わり、状況に応じて地域住民や関係機関等と連携して支援を行います。
- ・「福祉なんでも相談窓口」設置法人との連携を図り、潜在的なニーズの掘り起こしや、それらのニーズに対する対応策を検討します。

② 地域支援活動（学びあい・支えあいの活動）

- ・地域の実情により、地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協同して、「学びあい・支えあい」の地域支援活動に取り組みます。
- ・講演会や勉強会などの学びの場を通じて、多様化する地域生活課題を理解して、地域づくりに参加・応援する住民を増やします。

③ 地域の実態把握及び情報の発信

- ・公的機関・施設、地域活動・ボランティア団体、NPO 法人など、区民の生活支援や問題解決につながる社会資源を整理し、聞き取り調査などを行って、その情報を区民や関係機関に発信します。
- ・コミュニティソーシャルワーカーが携わったケースの解決までの過程や結果などを地域にフィードバックし、地域の課題として認識、共有できるように取り組みます。

④ 認知度の向上及び活動の周知

④ 認知度の向上及び活動の周知

- ・コミュニティソーシャルワーカーの役割や事業内容の周知を図るため、相談窓口等での案内のほか、パンフレットやホームページ、SNSなど、様々な機会や手段を通じて、情報発信を行います。

⑤ 研修などの充実による人材育成

- ・高齢、精神保健、児童、ひきこもり、ファンドレイジング（資金調達）、ファシリテーションなど、多分野に渡る研修を受講することにより、各職員のスキルアップを図ります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
CSW配置状況 (人)	計画	18	18	18
	実績	18		
個別相談延件数 (件)	計画	8,500	9,000	10,500
	実績	10,451		
実践報告会の実施 (各圏域)	計画	—	8	8
	実績	—		
実践報告会の実施 (区)	計画	—	4	4
	実績	—		

8 生活困窮者自立相談支援事業【地域相談支援課】

予 算	40,732,476 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	生活困窮者自立支援法（第4条）
事業開始	平成27年4月1日（モデル事業：平成26年度実施）
事業の目的等	生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、尊厳の保持を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じて相談支援等を実施するとともに、住居の確保、家計再建、貧困の連鎖を防ぐために子どもに係る支援をあわせて実施することで、生活困窮者の自立促進を図ることを目的とします。
課 題	コロナの影響が続いており、住居確保給付金の相談・申請も引き続き寄せられています。また、特例の給付や貸付を受け終わり、なお生活に困窮している方からの相談が増加しています。緊急度が高く、また複合的な問題を抱えている状態の相談が多く、ひとりひとりの状況に応じた支援を行う必要があります。 一方、就労にブランクがあったり、就労経験が少ない方からの相談も多く、仕事をする事への自信をつけていくためにも、身近な地域の中で就労体験できる場や、就業先が必要です。
R4 年度目標	生活再建に向けた相談・支援を行います。 緊急支援（食糧支援等）を実施します。 就労支援担当者やCSWと連携して、就労体験等の場づくりをします。

< 具体的取組 >

○自立相談支援事業（必須事業）

- ・相談受付、課題の整理、関係機関等へのつなぎ等の相談援助業務
- ・訪問・同行支援
- ・相談者の課題に応じた支援計画の作成、寄り添い支援の実施
- ・自立支援センターへの移送業務等
- ・支援調整会議開催
- ・関係機関、地域団体等との連携、地域ニーズの把握

○住居確保給付金（必須事業）

- ・「住居確保給付金」（住居を喪失した、またはそのおそれのある生活困窮者に対する家賃相当額を支給）の相談・受付等

○家計改善支援事業（任意事業）

- ・収支状況の把握・債務整理等に関する助言、専門相談へのつなぎ等

○子どもの学習支援事業（任意事業）

- ・生活困窮世帯の子どもと保護者に対する生活支援、関係機関や学習支援活動へのつなぎ等
- ・学習支援活動等、地域の子どもの支援機関の連携体制構築等
- ・「としま子ども学習支援ネットワーク（とこネット）」の運営

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新規相談受付数（人）	計画	1,320	1,320	1,320
	実績	6,545		
支援計画作成件（件）	計画	540	540	540
	実績	446		

9 生活支援コーディネーター事業【地域相談支援課】

予 算	6,985,050 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区生活支援体制整備事業実施要綱（区）
事業開始	平成 27 年 4 月 1 日
事業の目的等	高齢者等がいつまでも地域で日常生活を安心して暮らせるよう、豊島区全域（第 1 層）を統括する生活支援コーディネーター（以下、SC）を設置し、住民や民生委員、町会、地域の関係機関や団体、学校、企業、行政を交えた地域のつながりづくりを推進します。
課 題	地域には生活課題を支える各種公的サービスとともに、心のこもった住民主体の多様な活動が住民の暮らしを支えています。令和 2 年度から、第 2 層 SC が一部地域に配置され（区内 NP0 法人などが受託）、小地域での高齢者の通いの場、社会参加の創出に取り組んでいます。第 1 層 SC は、第 2 層 SC と協働して地域づくりを進めるとともに、第 2 層 SC の育成や活動のサポートを実施していますが、次年度に全域配置となる予定であるため、一層の連携・支援体制の構築が必要となります。また、新型コロナウイルスの影響で、高齢者の生きがい・社会参加の場の減少や、フレイルの進行等の新たな課題にも取り組む一方で、感染対策をしながら活動再開を検討している団体の支援に取り組む必要があります。

R4 年度目標	令和3年度に新たに配置される第2層SCを育成し、小地域で把握した地域課題を第1層協議体にて検討を進めます。また、課題解決につながる取組を小地域で展開、他地域に取組を展開できるよう、地域住民や関係機関などとの関係構築を進めていきます。地域課題への取組みなどを通し、1層と2層の活動を連動させるとともに、啓発活動を行い、ささえあい意識の醸成と多様な地域活動との連携をすすめます。
----------------	---

＜具体的取組＞

○第一層協議体の運営

地域のつながりづくりを推進するため、民生委員や基幹型地域包括支援センタースタッフ、区内の福祉専門学校教師、福祉関係団体のスタッフ等で構成する豊島区全域（第一層）の協議体（会議体）を開催するとともに、各地域の高齢者総合相談センター、第2層SC、CSW等と連携を図りながら地域の生活課題の調査、分析、新たな社会資源の開発等の協議を行います。

○地域資源の情報収集・共有化

地域資源データベースシステム（Ayamu）を地域住民やケアマネジャーに周知するとともに、年2回の地域資源プロジェクトチームを実施し、積極的に運用します。

○多様な会議体とネットワークを構築し地域課題の抽出を図る

地域ケア会議（地区懇談会）、高齢者福祉課の事業や小地域のネットワーク会議等に参加する中で地域の課題を把握するとともに、第2層SC、CSW、高齢者総合相談センター他関係機関、諸団体と連携し、地域の多様な主体のネットワークづくりを行います。

○第2層生活支援コーディネーターの育成及び調整

第2層SC活動に関して育成研修の実施や各活動の支援などを行います。また、第2層SC同士の横のつながりづくりを行うために、情報交換の場を設けます。

○情報発信

「つながる地域づくり通信」を発行することで、地域住民や団体への情報発信、活動啓発を行い地域の福祉醸成を進めていきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
協議体及び作業部会の開催 (第1層)	計画	4	4	4
	実績	2		
地域資源（Ayamu）PT	計画	2	2	2
	実績	2		
つながる地域づくり通信発行	計画	6	6	6
	実績	5		
第2層圏域等での会議体への参加	計画	16	16	16
	実績	10?		
第2層SC育成、支援	計画	—	48	96
	実績	—		

10 福祉包括化推進事業【地域相談支援課】

予 算	7,400,000 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第 106 条）
事業開始	平成 31 年 4 月 1 日
事業の目的等	複合的かつ多様な地域生活課題を抱える人等を、分野横断で包括的に受け止め・支援する体制を構築するために、区と社協が協働して、区関係課長による福祉包括化推進会議、及び福祉包括化推進員（係長級）による福祉包括化推進員部会を開催します。
課 題	複合的な課題を抱える人等に対応するために、様々な領域（多文化共生など）で活動する NPO や社会福祉法人などのインフォーマル資源との連携・協働や、課題解決する方法の蓄積・支援体制のフォローアップが必要です。
R4 年度目標	福祉包括化推進員部会において、多種多様な支援機関やインフォーマル資源に関する情報共有に努めます。 具体的な地域生活課題の共有を通して、包括的な支援を実践します。また、既存の福祉サービス等では対応できない課題については、他機関とともに新たな社会資源や事業の創出なども視野に検討を行います。

< 具体的取組 >

- ・ 区に配置される福祉包括化推進員と連携して、複合的な課題を抱える人等を支援するための課題把握や、相談支援機関等との連絡調整・指導助言等を行います。
- ・ 福祉包括化推進会議及び福祉包括化推進員部会に参画し、個別・地域課題に対して、効果的な対応方策について検討することで、包括的な支援を実施する体制を構築します。
- ・ 分野やフォーマル、インフォーマルを問わず、地域の様々な団体や活動、ネットワーク会議等に参画し、地域生活課題の把握や分野横断のネットワークづくりを行います。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
福祉包括化推進会議への参加	計画	2	2	2
	実績	0		
福祉包括化推進員部会への参加	計画	6	6	12
	実績	7		

11 東日本大震災被災者支援事業【総務課】

予 算	2,258,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（都） ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☒ 縮小・廃止事業
事業根拠	避難者の孤立化防止事業補助金交付要綱
事業開始	平成 23 年
事業の目的等	東日本大震災避難者の孤立を防止します。

課 題	コロナ禍でとじ込めりがちな生活となり、避難者同士の交流の場を求める声が強くなっています。 補助金が終了することを見込んで、今後の支援について検討する必要があります。
R4 年度目標	避難者の生活状況やニーズ、地域との関わり等を確認し、今後の支援を検討します。 サロンに集まる以外の孤立防止の支援方法を検討します。

＜具体的取組＞

- ・巣鴨サロンを週 1 回開催し、避難者同士で集う場をもち、孤立を防止します。同時に、サロンに求められるニーズを確認し、今後のサロン運営について検討します。
- ・コロナ禍により孤独感を強く感じる避難者の方の心のケアをすべく、サロンスタッフによる電話訪問をします。

事業名	内容	実施回数等
巣鴨サロン開館	避難者同士が集う場として、また、被災者と地域住民が交流する場としてサロンを開催。	週 1 回（火） 13 時～15 時半
サロン通信発行	サロンでの活動や避難者向けの情報等を掲載し、サロンに来られない避難者や関係機関に送付。	年 2 回

1 2 高齢者元気あとし事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	2,570,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区元気あとし事業実施要綱（区）
事業開始	平成 20 年 7 月 1 日
事業の目的等	高齢者自身が介護保険施設等の活動を通じて社会参加・地域貢献を進め、あわせて高齢者の介護予防・健康増進を図るとともに、元気な高齢者を増やし、地域ケアの担い手の確保、活力ある地域づくりを目指します。
課 題	R3 年度において事業内容を全面的にリニューアルしたが、運用面についての課題なども明らかになりその整理に努めた。活動をより活性化するために、更に柔軟な発想で運用・展開していくことが求められています。
R4 年度目標	柔軟で積極的な企画・提案を試み、活力ある地域づくりを推進します。 これまで以上に所管課との連携を密にし、双方の特徴を活かした役割分担をすることで事業をすすめます。

＜具体的取組＞

- ・新規参加登録については随時実施、社会福祉協議会以外の場所でも新規参加登録ができるように展開することで、参加者の拡充を図ります。
- ・永年ポイント制の導入に伴い、ポイントの活用（還元）の機会についても通年対応（従来は毎年 10～11 月のみ対応）できる体制を整備します。
- ・これまでのポイント対象の活動先は高齢者関係施設等に限られていましたが、今後はその対象活動を拡充していきます。（総合事業通所 B “つながるサロン” 及びサロンから派生した地域活動、認知症カフェ、その他地域活動団体などをポイント対象となるよう調整していきます）
- ・活動内容についても、幅広く捉え、高齢者がこれまで培ってきた経験や技術を活かせるような活躍の場づくりを推進します。社会福祉協議会主催の活動の場づくりも積極的に行います。また、ポイント対象

事業の活動作りの支援についても積極的に対応していきます。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
登録者数 (人)	計画	500	550	600
	実績	526		

1 3 受験生チャレンジ支援事業【総務課】

予 算	5,500,000 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱（都）
事業開始	平成 23 年 4 月 1 日
事業の目的等	低所得世帯の子どもの受験にかかる費用を貸し付けることで、子どもの学習の機会を保障し、低所得低学力の負の連鎖を断ち切ることを目指します。
課 題	ひとり親世帯の相談が多くあり、仕事を休むと減収してしまうため、平日の日中には相談へ行けないといった声が多く聞かれますが、現状では土日や夜間の窓口開設を行っていません。また、学校を通して対象学年の生徒にパンフレットの配布を依頼していますが、親まで情報が届かない現状があります。
R4 年度目標	申込者である親世代へ情報が周知されるよう多様な PR 方法を行っていきます。

< 具体的取組 >

- ・ひとり親世帯等一定所得以下の世帯に対して、子どもの受験にかかる学習塾の費用、高校や大学等の受験費用について貸付を行うことにより、子どもの学習の機会の保障と支援を行います。
- ・今までの PR 方法（社協内広報や区報への記事掲載、学校や塾へのリーフレット配布、HP 掲載）以外にスーパーマーケットなど親世代の目に留まりやすい施設へのポスター掲示や社協 SNS の活用を行っていきます。
- ・相談者の動ける時間を把握し、できる限り柔軟に対応できるよう相談体制を整備します。
- ・担当職員以外でも書類の受け付けができるように、係内の応援体制を整えます。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申請件数（件）	目標	160	160	160
	実績	138		
相談件数（件）	実績	920		
決定件数（件）	実績	135		

1 4 終活サポート事業【地域福祉推進課】

予算	8,300,600 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業 ☐ その他
	☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区終活サポート事業委託契約

事業開始	令和3年2月
事業の目的等	区民の終活（人生の終末を迎えるにあたり、介護、葬儀、相続などについての希望をまとめ準備を整えること）に関する不安や悩みを解消すると共に、今後の生活をより充実したものとすることを目的に、終活支援事業の一環として、終活に関する相談窓口の設置を行います。
課 題	相談者の終活ニーズを適切に把握し、情報提供や助言を行うことが必要です。 ひとり暮らし高齢者の割合が高い豊島区ならではの取組が必要です。 関係機関とのネットワークの構築が必要です。
R4 年度目標	高齢者が安心して終末を迎えられるよう、相談しやすい窓口体制づくりや事業拡大に向けた取り組みを行います。

＜具体的取組＞

- ・区内在住のおおむね65歳以上の高齢者とその親族を対象に、終活に関する総合的な相談に応じます。課題に応じて、関係相談先や専門職団体等の紹介を行います。
- ・豊島区が実施する生前契約等に対する助成金の案内を行います。
- ・社会福祉協議会のネットワークを活かして区民へ周知するとともに、出前講座等アウトリーチの活動にも取り組みます。
- ・もしもの時に備えて自身の終活情報の登録しておき、指定された方や警察・消防・福祉事務所等へその情報を開示する「終活登録事業」を新たに開始します。
- ・また、主にひとり暮らし高齢者を対象とした、見守りや死後事務に関する取り組みについて検討を進めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数（件）	計画	—	960	960
	実績	100		
生前契約等締結者数（人）	計画	—	20	20
	実績	0		
講座等参加者数（人）	計画	—	150	150
	実績	35		
終活登録 登録者数（人）	計画	—	—	120
	実績	—	—	

Ⅲ ボランティア活動推進事業

1 ボランティアセンター運営事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	1,261,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程
事業開始	昭和 52 年 6 月 1 日
事業の目的等	ボランティアへの理解と参加促進を図る中核機関として、ボランティア・市民活動に関する情報の提供や相談対応、ボランティア保険の普及や加入促進、活動場所の提供、機材の貸し出し等を行います。
課 題	ボランティア・市民活動に関する情報のデータベース化、インターネット公開について具体的な取り組みが必要です。 ボランティア活動室の活用方法、機材の更新についての検討が必要です。 企業の地域活動に関する相談も増えてきており、活動事例に関する問合せや活動の立ち上げ方などに関する支援について、ノウハウの蓄積と担当者間の共有が必要です。
R4 年度目標	活動室内の機材の活用について見直し、今の状況に対応しうるような環境を整備していきます。 中間支援組織としてボランティア活動団体の運営についての相談支援を行います。 企業の地域活動に関する相談支援についても積極的に対応していきます。

<具体的取組>

- ・社協の SNS を活用した情報発信や ZOOM とその他アプリケーションを活用したオンラインワークショップ企画を試みていきます。
- ・豊島区生活支援体制整備事業で運用している地域資源情報管理システム“Ayamu”を活用しボランティアセンターで管理している資源情報を地域で共有できる仕組みを引き続き検討します。
- ・ボランティア活動室の利用推進とボランティア団体とのネットワークの構築（Facebook ページの活用、活動内容の PR・活動団体との交流イベントづくりの協働）を目指します。
- ・地域活動に興味を持つ方向けの対話イベントを定期的開催し、ボランティア観の醸成を試みます。
- ・助成金申請（社協以外の一般の助成団体への申請）に向けた申請支援など、活動団体の資金調達を中心とした運営相談（ファンドレイジング分野の相談）にも積極的に対応します。
- ・企業の地域活動事例の情報収集、活動の立ち上げ方などに関する具体的な支援方法について整理していきます。

2 災害ボランティアセンター運営支援体制構築事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	309,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業（区） ☐ その他
	☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	防災対策の協力に関する協定書（豊島区、豊島区民社会福祉協議会） 豊島区災害ボランティアセンター運営マニュアル

事業開始	平成 24 年（災害ボランティア支援事業） 令和 2 年（災害ボランティアセンター運営支援体制構築事業）
事業の目的等	災害ボランティアセンターの運営に備えた支援体制の構築や災害ボランティアの養成・登録、地域防災活動へ向けた啓発活動を行います。
課 題	災害ボランティアセンター設置場所の確保や運営体制を早急に決定、構築する必要があります。特に災害時に起こる様々な生活課題を追究していくと、行政や民間機関、地域団体等の協力を得て運営支援を行う必要があります。
R4 年度目標	災害ボランティアセンターの設置場所や待機場所について豊島区と協議を重ねて早期に確定に努めます。 災害ボランティアセンターに寄せられる様々なニーズに対応するため、地域団体や専門機関、豊島区等の協力を得て運営支援を行うとともに、区民が抱える生活課題解決のため災害時における包括的支援体制の構築につなげていきます。

< 具体的取組 >

- ・ 関係機関・団体や地域住民の参加協力のもと災害ボランティアセンターの運営支援体制の構築を目指します。
- ・ 災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営に向けた関係機関との連携強化、組織内部体制の見直し、研修、立ち上げ訓練の実施などについてスケジュールを見直します。
- ・ 災害ボランティア養成研修については、災害ボランティアセンターの運営のためのボランティア養成という視点で構成し、登録・研修について実施していきます。
- ・ 「災害からみえた地域の課題」というテーマで連続講座を開催します。

3 視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	112,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業実施要綱（区）
事業開始	平成 22 年
事業の目的等	視覚障害者の地域生活における必要な情報の確保とコミュニケーションを円滑にするため、ボランティアによる情報収集や代読・代筆の活動を通じて、視覚障害者の自立支援及び社会生活の参加を促進します。
課 題	新たなボランティア養成が必要になっています。 既に登録し活動しているボランティアの継続研修等の要望も出ています。
R4 年度目標	ボランティア養成講座の開催内容について見直します。 既に活動しているボランティアも参加できる研修内容にしていきます。

< 具体的取組 >

- ・ 視覚障害者の災害時の対応については具体的な対策を持っていない現状を踏まえ、区の防災危機管理課などとも連携し具体的な対策について考える機会（交流会等）を継続的に持ちます。
- ・ 研修内容の動画配信や ZOOM 等のツールを活用した研修開催方法を試みる他、講師についてもこれまでの団体の他に、同じ領域で具体的な取り組みを実践している団体にも協力を仰ぎ、研修内容を充実させます。

4 ボランティア活動の推進【共生社会推進・事業開発課】

予 算	506,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業（区） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程
事業開始	昭和 52 年 6 月 1 日
事業の目的等	ボランティア活動の理解と参加促進を図るための中核として、ボランティア・市民活動を推進・支援します。
課 題	年間を通じボランティア活動を推進する仕組みや機会を作る必要があります。過去に地域福祉サポーターに登録した方の現況等、登録者の実数について整理する必要があります。
R4 年度目標	ボランティアをしてみたいと思った方が、スムーズに活動につながっていけるように情報の整理と機会の提供を推進します。 地域福祉サポーターの養成等については課題を整理し適宜見直しを図ります。

<具体的取組>

○夏“だけじゃない”ボランティア（旧：夏！体験ボランティア）

- ・一年を通じてボランティア活動について考えていく取り組みに事業の仕立てを変更しました。これに伴う、四季折々の活動への働きかけを具体化していきます。
- ・作成する冊子は、初めてボランティア活動をしたい人に向けた方に活用していただけるような情報を整理した豊島区のボランティア活動入門・情報誌を目指しています。（情報掲載団体及び関係者、ボランティア保険加入者、社協への寄附者、新たに社協会員になってくれた方などへ配布予定）
- ・学生のボランティアグループのネットワークの構築を目指します。
- ・受け入れ機関の拡充とネットワークづくりを推進し、提供プログラムの充実を目指します。

○地域福祉サポーター制度（コミュニティソーシャルワーク事業より移管）

- ・日常でのちょっとした気づきを大切にしたい、気軽に参加できる地域活動へのきっかけとして、地域での「学びあい・支えあい」の地域支援活動の機会を提供します。
- ・地域福祉サポーター養成講座を通じて、地域づくりを応援する活動への参加を呼びかけます。
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携した制度運営を実施します。

5 福祉教育・ボランティア精神の醸成【共生社会推進・事業開発課】

予 算	一 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業（区） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程
事業開始	昭和 52 年 6 月 1 日
事業の目的等	福祉教育・ボランティア講座等を通じ地域福祉やボランティア活動の理解を深め、地域活動への参加促進を図ることを目的とし実施します。
課 題	対応できる講座のメニュー等についての整理や講座運営ノウハウの共有ができていない状況にあります。 コロナ禍において集合形式以外での開催方法を検討する必要があります。

	ボランティア精神の醸成につながるボランティア入門講座等の機会を増やす必要があります。
R4 年度目標	講座メニューを整理しPR活動を展開することでボランティアセンターの活用につなげていきます。 映像公開等による新たな研修スタイルも積極的に取り入れていきます。 オンラインでのワークショップについても研究実践していきます。

＜具体的取組＞

○テーマ別講座

- ・精神保健ボランティア入門講座の企画運営について通年で対応しています。コロナ禍での開催を踏まえた企画提案を実施していきます。

○出張講座

- ・小中学校、高等学校、専門学校、大学及び企業等からの依頼に応じ、福祉体験学習やボランティア入門講座等のプログラムを提供しています。今後、プログラム内容のメニュー化を推進し利用しやすい情報提供に努めます。
- ・出張講座については広報PR活動に力を入れていきます。
- ・当事者や実践者にも協力を仰ぎ、より具体的な体験学習につながるよう、プログラム内容を工夫していきます。
- ・区主催の障がい者サポート講座での体験学習のプログラム提供及び指導を行っています。
視覚障害の体験プログラム（ブラインドウォーク体験）、聴覚障害の体験プログラム（聞こえにくい状態の体験プログラム）

事業名	内容	実施時期・回数
テーマ別講座	・精神保健福祉ボランティア入門講座	年1回（3回連続）
出張講座	・体験ボランティア、ボランティア入門講座を実施します。 ・学校が実施する福祉体験学習等への職員派遣や企業研修等の支援を行います。	通年

6 ボランティア活動情報発信【共生社会推進・事業開発課】

予 算	895,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業（区） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程
事業開始	昭和 52 年 6 月 1 日
事業の目的等	ボランティア・市民活動等に通じる情報を発信することで、活動を支援します。
課 題	・社協のホームページ以外にも情報発信のプラットフォームになるメディアを複数持つ必要があります。 ・職員が情報発信ツールの運用スキルを身に付けていく必要があります。
R4 年度目標	・SNS等インターネットツールを積極的に活用していきます。 ・従来の広報紙についても引き続き工夫をし、より効果的な発信に繋げます。

＜具体的取組＞

○としまボランティアセンターだより発行

- ・外部印刷によるカラー化を推進し、広報製作にかかる印刷コスト及び人的経費削減と広報効果の向上を実施し、段階的な広報予算の削減を目指しています。
- ・R2 年度より新たに発行している「たいむらいん版」を効果的に活用し、紙ベースによるタイムリーな情報提供に努めます。
- ・発信する記事の内容や想定されるターゲット層などに応じ、Twitter、line、Instagram を使い分けて効果的な発信を試みています。
- ・年2回を社協広報紙「トモニー通信」との合併号とすることで情報発信力の強化を図ります。

事業名	内容	実施時期/回数
としまボランティアセンターだより発行	・通常版毎月 4,500 部発行 ・ボランティア情報、講座等の情報を掲載します。 ・公共施設、区内各所で配布します。 ・たいむらいん 各 800 部発行	通常版 年 10 回 （毎月 1 日発行） トモニー通信合併号 年 2 回 たいむらいん 年 10 回程度 （不定期発行）

7 その他の地域支援【共生社会推進・事業開発課】

予 算	137,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業（区） ☐ その他
	☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程
事業開始	昭和 52 年 6 月 1 日
事業の目的等	ボランティアセンター独自の活動を企画し、ボランティア・市民活動の参加機会を創出します。
課 題	個々の取り組みの目的を明確にしていく必要があります。 事業の PR を積極的に行っていく必要があります。
R4 年度目標	個々の取り組みの P R を通じ、事業への理解と共感を深めていきます。 全課で取り組む「フードバンクあったか豊島」（R 3 開始）の取り組みを通じ、地域のつながりの輪を広げていきます。 クラフトマスクで地域をつなぐプロジェクトを軸としたネットワークづくりを推進していきます。

＜具体的取組＞

事業名	事業の内容	具体的な取組
フードバンクあったか豊島	経済的に不安定で支援が必要な人たちや地域のコミュニティサロン、子ども食堂、みんなの食堂、食料支援活動等を行う地域活動団体、社会福祉施設等に対して、区民や企業、店舗等から無償提供を受けた食料品等の物資を配付して地域福祉力の向上を図ることを目的としています。	社会貢献活動の一つとして「フードドライブ」に取り組む企業等との連携の他、支援を必要とする方々へ食料品等を提供する地域活動団体とも連携を深め包括的ネットワークの構築を進めています。 法人全体で、物資の受付や配付に取り組めます。

クラフトマスクで地域をつなぐプロジェクト	クラフトマスクの製作・提供という一連の活動を通じ感染対策への啓発と地域の担い手をつないでいくことを目的としています。 活動経費については、使用済み切手の回収、整理を経て得られる売却益を想定することで、それぞれの活動をつなぐことで目的意識を醸成していきます。	マスクの配布先との調整を通じ、現在の社会課題についても考える機会を持ちます。 コロナ禍の地域福祉活動を展開していく起点となるプロジェクトとして今後も新たな取り組みを試みます。 クラフトマスクコンテスト開催を通じて、新たな対象との関りや協力体制の構築などに取り組みます。
使用済み切手整理活動支援事業	新たな使用済み切手整理活動団体の登録を推進し、ボランティアセンター主催の活動の場の創出を行います。	使用済み切手整理活動をする団体の管理と使用済み切手の収集、整理を行います。
車いす貸出事業	怪我や病気などで一時的に車椅子を必要とする方や、教育機関、企業での車椅子体験学習に、無料で貸出をします。	車いすの老朽化が顕著で、適宜メンテナンス対応、必要に応じ車いすの更新について対応していきます。 貸出のルールについて整理し今後の事業の在り方について検討していきます。
福祉用具再活用事業	譲りたい人と使いたい人を繋ぐ、福祉用具の再活用から生まれる優しい地域福祉活動を推進します。	利用者と提供者双方への働きかけを行うことで、福祉用具の再活用という機会を活かした社会への貢献という意識の推進をめざします。

Ⅳ 助成事業

1 障害者施設・団体等助成事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	10,585,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	地域福祉活動費助成要綱
事業開始	平成 14 年 4 月 1 日
事業の目的等	各種団体が実施する社会福祉の啓発や研修、世代間交流等に対し、経費の一部を助成します。
課 題	要綱に基づく手続きの流れと運用についてはスムーズになってきました。コロナ禍での事業計画・運営等の見込みが定まらない中、多くの申請団体の担当者から相談の連絡が入るようになりました。 助成金の事務管理について合理化が必要です。
R4 年度目標	R2 年度の実績報告を元に検討し試行してきた手続きの流れについては、R3 年度の実施状況を勘案し要綱に反映していきます。 助成金の事務管理については、データベース化を推進します。

< 具体的取組 >

- ・申請・報告しやすい（書きやすい）様式への改善を引き続き行います。
- ・助成制度の活用方法や申請書類の書き方等についての支援を目的に説明会等を開催します。
- ・コロナ禍での活用事例を集積し、地域福祉活動に推進のヒントになるような情報提供に繋がります。
- ・助成申請団体情報をデータベース化し、事務管理の合理化を推進します。

助成状況（令和 3 年度は見込み額、令和 4 年度は予算額）

	令和 3 年度	令和 4 年度
財源	共同募金：歳末たすけあい配分金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附	共同募金：歳末たすけあい配分金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附
助成総額 (1 団体平均)	予算額 運営費助成 2,635,000 円 (1 団体平均) 439,166 円 事業費助成 7,830,000 円 (1 団体平均) 54,755 円 見込み額 運営費助成 2,565,000 円 (1 団体平均) 427,500 円 事業費助成 2,384,000 円 (1 団体平均) 54,182 円	予算額 運営費助成 2,635,000 円 (1 団体平均) 439,166 円 事業費助成 7,830,000 円 (1 団体平均) 54,755 円
助成団体数	(予定数) 運営費助成 6 団体 事業費助成 143 団体 (見込み数) 運営費助成 6 団体 事業費助成 44 団体	(予定数) 運営費助成 6 団体 事業費助成 143 団体

2 サロン活動支援助成事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	1,125,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	サロン活動支援助成要綱
事業開始	平成 14 年 4 月 1 日
事業の目的等	各種団体等が、高齢者や子育て中の親子などを対象に取り組むサロン活動に対して経費の一部を助成し、活動の促進・支援を図ります。
課 題	現行の要綱について、現状の実態に即して内容を改める必要があります。 サロン活動を支援するために他の制度を利用する場合も散見されており、この助成内容等について検討する必要があります。
R4 年度目標	R2 年度の実績報告を元に検討し試行してきた手続きの流れについては、R3 年度の実施状況を勘案し要綱に反映していきます。 助成金の事務管理については、データベース化を推進します。 実態に即した形へ、要綱の見直しを行います。 助成申請団体間のネットワークづくりを推進します。

＜具体的取組＞

- ・サロン活動支援助成要綱の見直しを行います。
- ・サロン連絡会を開催しネットワークづくりを推進し、様々な課題について共に検討する場を設けます。
- ・コロナ禍での活用事例を集積し、地域福祉活動に推進のヒントになるような情報提供に繋がります。
- ・助成申請団体情報をデータベース化し、事務管理の合理化を推進します。

助成状況（令和 3 年度は見込み額、令和 4 年度は予算額）

	令和 3 年度	令和 4 年度
財源	共同募金：歳末たすけあい配分金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附金	共同募金：歳末たすけあい配分金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附金
助成総額 (1 団体平均)	予算額 1,125,000 円 (1 団体平均) 45,000 円 見込み額 645,000 円	予算額 1,125,000 円 (1 団体平均) 45,000 円
助成団体数 (見込み数)	25 団体 (15 団体)	25 団体

3 地域福祉推進助成事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	12,500,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	地域福祉推進事業助成要綱
事業開始	平成 14 年 4 月 1 日
事業の目的等	民間の福祉施設や団体が、地域に根差して行う先駆的、開拓的、実験的事業の推進と安定した事業運営を支援します。
課 題	助成内容の確認が書類のみであり、実態調査を行う必要があります。
R4 年度目標	区の補助額の枠内で事業を実施します。

< 具体的取組 >

- ・ 区の補助額の枠内で事業を実施します。
- ・ 助成金実績報告を踏まえて精査していきます。
- ・ 令和 3 年度実績報告に基づき、実態調査を実施します。

- ・ 助成状況（令和 3 年度は見込み額、令和 4 年度は予算額）

	令和 3 年度	令和 4 年度
財源	区補助金	区補助金
助成総額	予算額 12,500,000 円 (1 団体平均) 2,500,000 円 見込み額 12,500,000 円	予算額 12,500,000 円 (1 団体平均) 2,500,000 円
助成団体数	5 団体	5 団体

4 給食ボランティア活動助成事業【共生社会推進・事業開発課】

予 算	719,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	給食ボランティアグループ助成要綱
事業開始	平成 14 年 4 月 1 日
事業の目的等	地域との交流の乏しい一人暮らし高齢者に、バランスの取れた食事を提供し、健康の増進、孤独の解消及び地域社会との交流の促進を図る給食ボランティアグループの取り組みに経費の一部を助成します。
課 題	ボランティアグループのメンバーの高齢化と後継者不足が団体の課題となっています。 コロナ禍での活動継続に苦慮している様子もうかがえます。 宅配給食への企業参入や、コロナ禍で発展した各種宅配サービスなどもあり、単純に食を届けるというサービスとしては、地域資源が充実してきている状況にあります。
R4 年度目標	助成団体の活動場所を訪問し活動の状況について実態調査する機会を設けます。 令和 2 年度に 1 団体が活動を終了することとなったが、今後のニーズについて検証していきます。

< 具体的取組 >

- ・ 区の補助額の枠内で実施し、引き続き各団体の活動を見守ります。
- ・ 助成金実績報告を踏まえて精査していきます。
- ・ 令和 3 年度実績報告に基づき、実態調査を実施します。

助成状況（令和 3 年度は予算額及び見込み額、令和 4 年度は予算額）

	令和 3 年度	令和 4 年度
財源	区補助金 自主財源：地域福祉推進基金、会費、寄附	区補助金 自主財源：地域福祉推進基金、会費、寄附
助成総額	予算額 1,389,170 円 (1 団体平均) 694,585 円 見込み額 661,180 円	予算額 718,700 円 (1 団体平均) 718,700 円
団体数	1 団体	1 団体

V 生活福祉資金貸付事業

1 生活福祉資金貸付事業【総務課】

予 算	10,309,000 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（都社協） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第2条第2項第7号） 生活福祉資金貸付制度要綱（厚生労働省）
事業開始	平成2年
事業の目的等	所得の少ない世帯、障害者や療養・介護を要する高齢者のいる世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立、生活意欲の助長促進を図ります。
課 題	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引き、減収や離職により生活福祉資金の貸付では対応できない「生活自体が苦しい」といった相談が増えています。また、相談者が抱える課題が多岐に渡るため、多職種との連携が求められています。
R4 年度目標	償還中の方への相談支援にも注力し、償還率をあげていきます。 新規、継続相談に関わらず個別ケースや制度変更等について担当職員で内容を共有し、支援の均等化を図ります。 関係機関との連携を強化するため、情報の共有や相談体制の構築を図ります。

< 具体的取組 >

- ・償還中の方の記録を整理し、電話や手紙等で状況確認を行います。また、聞き取った課題に合った手続きや制度の案内をし、無理なく償還が続けられるよう支援します。
- ・毎日の担当打合せ以外に個別ケース検討を随時開催します。必要に応じて他業種を含めたケース検討会議を開催し、多職種との連携を深めていきます。

《主な貸付事業内容》			令和2年度相談数 (貸付件数)
1) 生活福祉資金 所得の少ない世帯・障がい者および介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行う制度です。この制度は、資金の貸付による経済的な援助にあわせて、地域の民生委員・児童委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。	①福祉資金	療養、住居の移転、出産・葬祭等に必要な経費など	228 件 (1 件)
	②教育支援資金	学校教育法に規定する高校、専修学校、大学等の授業料などに必要な費用	491 件 (13 件)
	③緊急小口資金	医療費の支払いや火災などの被災によって生活費が臨時に必要な場合や、年金・失業給付など支給開始までなどに必要な場合	149 件 (1 件)
2) 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのため、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。	①住宅入居費	敷金・礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	36 件 (0 件)
	②一時生活再建費	低家賃への転居費用、家具什器費、現在居住の公共料金の滞納などの支払いなど	44 件 (0 件)
	③生活支援費	生活再建に向け、就職活動等行う間の生活費	180 件 (0 件)

3) 不動産担保型生活資金 自己所有の不動産（土地・建物）に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者に対し、その不動産を担保として、生活資金の貸付を行う制度です。	①不動産担保型生活資金	集合住宅は対象外、65歳以上の高齢者世帯が対象	13件 (0件)
	②要保護世帯向け不動産担保型生活資金	この制度を利用しなければ生活保護の受給が必要であると福祉事務所が認めた65歳以上の高齢者世帯	268件 (3件)

2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【総務課】

予 算	25,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（都社協） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(第28条・第29条) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規則（都社協）
事業開始	平成28年12月19日
事業の目的等	就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、養成機関にかかる資金の貸付を行い、修学を容易にすることにより資格取得を促進します。また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し住宅支援資金の貸付を行い、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。
課 題	対象が高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方に限定されているため、申請者が少ない現状は続いています。
R4 年度目標	令和3年12月1日より開始となったひとり親家庭住宅支援資金貸付の相談が入った時には遅滞なく対応できるよう職員間で制度内容の周知を行います。また、子育て支援課との連携が不可欠な貸付のため、新たな制度の情報を共有していきます。

<具体的取組>

- ・対象になる世帯に対して、制度の情報提供を子育て支援課と連携して行います。
- ・ひとり親家庭の親の自立ため、資格を取得し就業に有利となるよう入学及び就職準備金の貸付を行います。また、就職し収入を得るまでに住居確保のため、住宅支援金の貸付を行います。

	概 要	令和2年度相談数 (貸付件数)
入学準備金	養成機関に支払う入学金、教材費、参考書、学用品、交通費等に充当する費用等	1件 (0件)
就職準備金	訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方の就職にあたり必要な費用（転居費用、被服費、通勤に要する費用）等	1件 (0件)

3 生活福祉資金貸付事業（特例貸付）【特例貸付担当課】

予 算	22,340,000 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（都社協） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業

事業根拠	社会福祉法（第2条第2項第7号） 生活福祉資金貸付制度要綱（厚生労働省）
事業開始	令和2年3月25日
事業の目的等	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例措置を設けることにより、経済的自立、生活意欲の助長促進を図ります。
課 題	世帯の生活状況等のアセスメント等が十分にできないままに貸し付けせざるを得ない状況であったため、償還時の相談に対して、自立支援の困難さが懸念されます。
R4 年度目標	特例貸付を受けた世帯に対して、償還及び償還免除に関する問い合わせや、その後の自立に向けた相談に応じます。

＜具体的取組＞

- ・受付期間終了後も、延長申請及び償還や償還免除に関する問い合わせ、貸付終了後の生活に関する相談などが多く寄せられることが予想されるため、課題を抱えた世帯を必要な支援に結びつけることができるように、くらし・しごと相談支援センターや福祉事務所、CSWなどと連携しながら、相談支援を行います。
- ・償還や償還免除手続き等対応に備えて、これまで受付をした書類の整理などを行います。

Ⅵ 福祉サービス利用援助事業

1 福祉サービス権利擁護支援室運営事業【地域福祉推進課】

予 算	17,537,227 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	福祉サービス権利擁護支援室事業実施要綱 福祉サービス権利擁護事業推進委員会運営要領
事業開始	平成 15 年 4 月
事業の目的等	高齢者や障がいのある方の福祉サービスの利用や苦情に関する相談、並びに成年後見制度の相談に対応します。支援を必要とする方が、適切な相談機関や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）に繋がり、自身だけでは解決できない課題に取り組むことができるようにします。 成年後見制度推進機関として各種講座を実施し、また様々な社会資源と連携することにより、制度の普及啓発及び利用促進を図ります。
課 題	豊島区における権利擁護支援体制の整備や成年後見制度利用促進のため、国の成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関等の体制整備を進めることが急務となっています。
R4 年度目標	成年後見制度推進機関として培ったノウハウと、後見活動及び地域福祉権利擁護事業への取り組みや社会的ニーズを踏まえ、「豊島区成年後見制度利用促進専門委員会」に参画します。 関係機関や法律専門家との連携を一層強化し、成年後見制度の利用相談や支援事業を行います。

< 具体的取組 >

- ・高齢者や障がいのある人が安心して日常生活を送ることができるよう、既存の福祉・保健サービス等も活用しながら、個人の自己決定を尊重する視点から支援していきます。
- ・地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等とのネットワークを構築し、支援が必要な方の早期発見と早期対応に努めます。
- ・成年後見制度に関する実態把握のために、関係機関向けアンケート調査を実施します。

主な事業	内 容
福祉サービスに関する相談・苦情対応事業	<一般相談> 高齢者や障がいのある人を対象に、福祉サービスの利用や成年後見制度の利用等に関する相談に応じます。本人の他、家族や関係者からの相談も受け付けます。 <専門相談> 定例：毎月第2水曜、臨時：必要時 成年後見制度の利用や遺言・相続などに関する相談のうち、必要に応じて弁護士等の専門家による個別相談を受けることができます。 <苦情対応> 福祉サービスに関する苦情を受け付けた後、第三者機関である「苦情解決委員会」に諮り、解決に向けた調査や調整等を行います。

第三者機関の設置	事業の透明性や公平性を担保し、適正な運営を図るため「福祉サービス権利擁護事業推進委員会」を設置しています。委員は、学識経験者や法律・医療・福祉分野等の専門家、障がい者団体・地域団体の代表等により構成されています。 部会：「契約締結審査委員会」「苦情解決委員会」
成年後見制度の活用推進及び利用支援	推進機関として成年後見制度の積極的な活用を図るため、一般区民向け講演会や後見人のための研修会等の開催、地域ネットワークの活用による成年後見制度のPR活動を強化します。 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨に鑑み、行政との一層の連携と関係機関とのネットワークを密にし、権利擁護支援の必要な人の発見と早期からの相談が入りやすい体制を醸成します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数（件）	計画	3,960	3,960	3,960
	実績	4,187		
専門相談件数（件）	計画	40	40	40
	実績	24		
福祉サービス権利擁護事業推進委員会（部会含）開催回数（回）	計画	4	4	4
	実績	2		

2 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）【地域福祉推進課】

予 算	6,771,000 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（都社協） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	福祉サービス権利擁護支援室事業実施要綱 東京都地域福祉権利擁護事業委託契約
事業開始	平成11年10月
事業の目的等	判断能力や身体機能が低下しても、地域で自立した生活が送れるようにすること
課 題	・関係機関と地域福祉権利擁護事業の対象者像の共有を図る必要があります。 ・利用者数はほぼ横ばい状態となっており、小動きのまま推移しています。
R4 年度目標	・新型コロナウイルス感染拡大への対応において、東社協（委託元）と連絡をとりながら、利用者の安心安全な日常生活を維持する上で必要な支援を継続いたします。 ・地域住民や関係機関向けに出張講座等を行い、地域福祉権利擁護事業に対する理解を広めます。

< 具体的取組 >

- ・地域包括支援センターとの連携構築に向けて、事業説明及び事例検討を年2回実施します。
- ・関係機関や地域住民とのつながりを生かして、ニーズの掘り起こしを行います。
- ・地域福祉権利擁護事業新規利用者の動向を確認し、必要時、新たな生活支援員の雇用を進めます。
- ・契約者に対しては専門員と生活支援員が情報共有を密にして援助を行い、利用者や親族、ケアマネジャー、他の福祉サービス提供事業所にもこの事業の有効性を理解してもらえよう努めます。
- ・判断能力の低下のほか、必要な状況があれば、成年後見制度への円滑な移行も支援します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末契約件数（件）	計画	75	70	70
	実績	65		

3 法人後見・社会貢献型後見人活用事業【地域福祉推進課】

予 算	16,183,000 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	後見活動メンバーの登録及び活用等に関する事務取扱要領 法人後見事業実施要領
事業開始	平成20年7月
事業の目的等	今後需要の増加が見込まれる成年後見人等について、社会福祉協議会や社会貢献型後見人（市民後見人）が担い手となり、判断能力が低下しても地域（施設等も含め）で生活が継続できるようにします。
課 題	法人後見や社会貢献型後見人の活動の意義を関係機関と共有し、受任に繋げていく必要があります。
R4 年度目標	受任中の案件について、遅滞なく家庭裁判所への報告等を行います。 行政や専門職団体と連携し、法人後見や社会貢献型後見人に適した案件について受任を進めます。

< 具体的取組 >

- ・成年後見制度の利用が望ましいにもかかわらず、資産が乏しい、受任候補者が見つからない等の理由により、制度利用を断念することのないよう当協議会が後見人となる法人後見や市民後見人の積極的な活用を図り、判断能力が不十分になっても安心して住み続けられる地域社会づくりを目指します。
- ・区長申立ケースや地域福祉権利擁護事業利用者について、法人で後見人を受任するとともに、ケースに応じて直接、市民後見人の受任を検討します。
- ・法人後見で受任しているケースの市民後見人への移行を進めます。また、法人で受任しているケースに、後見活動メンバーが後見支援員として支援を行うなど、スムーズな移行に努めます。
- ・受任案件掘り起しのため、区や専門職団体等との意見交換を進めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人後見受任延件数（件）	計画	12	12	12
	実績	5		
後見監督の受任延件数（件）	計画	5	7	7
	実績	7		
社会貢献型後見人（市民後見人） 受任延件数（件）	計画	5	7	7
	実績	7		

4 成年後見制度利用促進事業【地域福祉推進課】

（旧：社会貢献型後見人養成事業と福祉サービス権利擁護支援室運営事業の一部）

予 算	14,530,661 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他

	☒ 重点事業 ☒ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区成年後見制度利用促進事業業務委託契約 豊島区成年後見制度利用促進基本条例
事業開始	令和 4 年 4 月（社会貢献型後見人養成事業は平成 28 年 4 月）
事業の目的等	・ 豊島区における成年後見制度利用促進の中核機関として、権利擁護支援の充実に努めます。 ・ 社会貢献型後見人（市民後見人）について、養成から受任中まで一貫した支援を行い、安心して活動ができるようにします。 ・ 地域の中に、権利擁護支援について学び、理解を深めた方を増やします。
課 題	・ 地域における権利擁護支援についての理解を更に深めていくことが必要です。
R4 年度目標	・ 成年後見制度及び中核機関の広報周知及び関係機関の理解の促進に努めます。 ・ 豊島区としては第 3 回目の社会貢献型後見人（区民後見人）養成講習を開催し、修了者については後見人受任件数の増加を図ります。

＜具体的取組＞

- ・ 中核機関として、相談業務や広報業務、社会貢献型後見人養成講習（区民後見人）養成講習を実施します。広報業務においては、中核機関のパンフレット及び成年後見制度に関するパンフレット等を作成し、区有施設や関係機関への配架することを始め、区民ひろば等での出張講座や講演会、後見人のための研修会等の開催、地域ネットワークの活用等により成年後見制度の PR 活動を強化します。また周知の場として、社協が取り組んでいる区民ミーティング等の場も活用していきます。
- ・ 平成 28 年度と 2019 年度に実施した「社会貢献型後見人（市民後見人）養成講習」の修了者を後見活動メンバーとして当協議会に登録し、東京都の養成講習修了者と共に、地域福祉権利擁護事業や法人後見事業の支援員として実務研修やフォローアップ研修を行い、後見人を目指して育成します。
- ・ 後見活動メンバーには、養成講習の講義の中で、市民後見人として必要な法律の知識や権利擁護の理念等、講義の再受講の機会を提供し、更なるスキルアップを目指します。また、新たに導入される意思決定支援に基づく本人情報シートの活用や、様々な機関が実施する多様なサービス情報を提供し、研修の機会を増やします。
- ・ 社協が契約している後見支援弁護士を活用しながら、受任中の市民後見人が安心して成年後見実務を遂行できるよう取組みます。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
後見活動メンバー登録者数 (人)	計画	20	12	12
	実績	12		
連絡会及び研修会参加者延人数 (人)	計画	40	40	40
	実績	10		

5 成年後見等開始審判申立費用助成事業【地域福祉推進課】

予 算	1,801,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	成年後見制度利用促進基金規程 成年後見等開始審判申立費用助成事業実施要綱
事業開始	平成 18 年 12 月

事業の目的等	申立費用及び専門職の手数料を助成（上限 30 万円）することで、収入や資産状況に関わらず成年後見等の申立を行うことができ、成年後見制度の利用促進につなげます。
課 題	・ 基金残高は年々徐々に減少しており、持続可能な費用助成のあり方を検討する必要があります。
R4 年度目標	・ 関係機関に対する制度の広報を強化し、支援が必要な方に費用助成を行います。 ・ 今後の助成のあり方について、豊島区との検討を進めます。

< 具体的取組 >

- ・ 助成金について単独でチラシ等を作成
- ・ 説明会や講座などの機会を利用し、助成事業についての周知を行います。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
助成件数（件）	計画	6	6	6
	実績	13		

Ⅶ 歳末たすけあい運動事業

1 歳末たすけあい・地域福祉活動募金【総務課】

予 算	1,269,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第 112 条）
事業開始	昭和 45 年 4 月 1 日
事業の目的等	共同募金の一環として地域住民やボランティア、また関係する機関・団体の協力のもと、多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。
課 題	募金についての理解が低く募金金額が減少傾向にあり、より周知が必要です。 募金活動における町会の負担が大きくなっています。 コロナ禍のため、募金活動が厳しい状況です。
R4 年度目標	募金箱の設置個所を増やすなど、活動の呼びかけを行います。また、SNS の活用による PR を行うことで広く周知を図ります。 新型コロナウイルスの感染予防に心がけながら、目標金額達成を目指します。

< 具体的取組 >

- ・募金活動を 12 月 1 日～12 月 31 日の期間で実施します。
毎年の募金目標額は、7 月に開催する実施委員会で決定します。
- ・町会の負担軽減策となるように様々な機会、場面等での募金活動の実施を検討します。
- ・キャッシュレス決済の auPAY による募金を周知し、気軽に募金ができるように呼びかけます。
- ・町会、民児協以外の団体へも参加や、区内公共施設、協力福祉団体等に募金箱の設置を呼びかけます。
- ・集まった募金は、地域福祉活動に活用します。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
歳末たすけあい募金額 (千円)	計画	9,500	9,500	9,500
	実績	7,214		

◆その他

毎年 10 月 1 日より全国一斉に展開される東京都共同募金会主催の赤い羽根共同募金運動を豊島地区協力会として実施します。

※赤い羽根共同募金運動は、東京都共同募金会から事務費の配分を受けて取組んでいます。

< 赤い羽根共同募金運動 >

- ・目標金額 9,500,000 円（案） ※7 月の実施委員会において決定します。
- ・募金活動実施期間 10 月 1 日～10 月 31 日

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
赤い羽根募金額 (千円)	計画	9,500	9,500	9,500
	実績	6,926		

VIII 公益事業

1 中央高齢者総合相談センター運営事業【地域福祉推進課】

予 算	48,201,040 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	介護保険法（第 115 条の 46） 中央地域包括支援センター運営規程 中央地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程
事業開始	平成 20 年 4 月 1 日
事業の目的等	高齢者が住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して生活し続けるための地域包括ケアシステムを構築し、「介護予防・日常生活支援事業の周知」「支え合いの地域づくり」「地域ケア会議機能の強化と充実」「ケアマネジメントの資質向上・主任介護支援専門員の育成支援」「適切な医療・介護等の提供」を図ります。
課 題	新型コロナウイルス感染症が未だ終息しないため、不活発状態が長引いていることによる、高齢者の心身機能低下や状態悪化が更に多くみられます。 また、相談窓口や地域の社会資源が十分に周知されておらず、相談につながらないケースがあります。
R4 年度目標	高齢者が孤立しないよう相談機能の充実や地域のネットワーク強化を図り、支え合いの地域づくりをめざします。

<具体的取組>

- ・介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントを作成するにあたり、自立支援を意識したプランを作成し質の向上を図ります。同時に、介護予防の重要性を説明し理解を促します。
- ・介護予防や自立支援を意識した相談面接を行い、総合事業の周知や基本チェックリストの実施を促します。
- ・地域の課題を把握し、地区懇談会での共有や高齢者の生活支援推進員（第 2 層生活支援コーディネーター）の活用により、課題解決を目指します。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による相談業務の増加に対応するため、「高齢者への呼びかけ事業」で返信のない方へのアウトリーチや定期出張相談を実施し、高齢者の見守り及び相談支援を強化します。
- ・ひとり暮らし高齢者アウトリーチ事業における見守りネットワークを活用し、地区懇談会や多職種連携の会、関係団体等と協力して地域の連携体制の構築を図ります。

《主な事業内容》

① 総合相談・支援

- ・電話、面接、訪問などにより総合的に相談を受け付けます。
- ・介護保険認定申請の受け付けます
- ・介護保険以外の高齢者サービスの申請を受け付けます。

② 介護予防ケアマネジメント

- ・要支援 1・2・事業対象者への介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

③ 権利擁護に関する相談

- ・高齢者虐待や消費者被害など、権利擁護に関する相談を受け付け、未然の防止や早期発見、成年後見制度の利用支援等に努めます。

④ 包括的・継続的マネジメント支援

- ・地域のケアマネジャーへの指導や助言、関係機関とのネットワーク作りを行います。
- ・ケアマネジャーの資質向上のための勉強会を行います。

⑤ 認知症に関する相談

- ・認知症の早期発見や早期診断、必要な医療につながるよう支援します。

⑥ 地域ケア会議の開催

- ・地域の課題を地域住民や関係機関で共有し、課題解決のための取り組みを地域で共に考え、行うことを目指し、地区懇談会を開催します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
①総合相談・支援相談件数（件）	計画	4,000	4,000	4,000
	実績	3,722		
②介護予防ケアマネジメント・予防給付プラン作成件数（件）	計画	2,700	2,700	2,700
	実績	2,787		
③ケアマネジャー勉強会の開催回数（回）	計画	6	5	4
	実績	4		
④出張相談「出前カフェあったか」開催回数（回）	計画	12	12	12
	実績	13		
⑤認知症に関する相談	もの忘れ相談の開催回数（回）	計画	2	4
		実績	7	
	介護者の会の参加回数（回）	計画	12	12
		実績	6	
⑥地域ケア会議の開催	個別ケア会議の開催回数（回）	計画	15	25
		実績	30	
	地区懇談会の開催回数（回）	計画	3	3
		実績	2	

2 ひとり暮らし高齢者アウトリーチ事業【地域福祉推進課】

予 算	11,509,200 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会アウトリーチ事業運営規程
事業開始	平成22年4月1日

事業の目的等	地域に高齢者を見守る拠点を設け、高齢者からの相談受付や生活実態の把握、関係機関と連携した見守り体制を構築し、高齢者が安全・安心な在宅生活を送れるよう支援します。
課 題	セキュリティ強化型の集合住宅居住者など、見守り対象の高齢者の状況により、見守り体制に格差があります。
R4 年度目標	協力連携先を開拓しつつ、特に集合住宅とのネットワークを確立し、見守り支援体制強化を図ります。

< 具体的取組 >

- ・ひとり暮らし高齢者等実態調査や熱中症対策事業等を通じた実態把握と見守り体制構築の支援及び介護サービス等へのつながを行います。
- ・民生委員や高齢者クラブ、CSW 等との連携による地域の見守りネットワーク強化及び地域への介護予防の啓発を行います。
- ・認知症サポーター養成講座開催等を通じた地域の認知症に対する理解向上及び見守りネットワーク・支援を強化します。
- ・集合住宅に居住するひとり暮らし高齢者への見守り体制及び相談窓口の PR 強化を図るため、管理人等を対象とした連絡会を実施します。

《 主な事業内容 》

- ① 在宅高齢者の生活実態の把握、見守り
「ひとり暮らし高齢者等実態調査」及び「熱中症対策事業」から対象者を抽出、訪問
- ② 地域の組織、住民と連携した高齢者見守りの実施
高齢者サロン等新たなきずなづくりの支援
高齢者クラブ等地域活動の情報収集と関係づくり
- ③ 総合相談
- ④ 見守り該当者の緊急対応
- ⑤ 関係者会議等への参加・連携・協力

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
見守り活動対象者訪問（件）	計画	1,000	1,500	1,500
	実績	919		
総合相談（件）	計画	1,500	1,700	2,000
	実績	2,457		
関係者会議への参加・連携・協力（件）	計画	150	150	150
	実績	90		

※ 見守り活動対象者訪問件数が 2021 年度増えているのは、2020 年度実施予定であった「高齢者実態調査」がコロナの影響により翌年度に延期となったため。

Ⅸ その他の事業

1 豊島区社会福祉法人ネットワーク会議運営事業【総務課】

予 算	350,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☒ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区社会福祉法人ネットワーク会議規約
事業開始	平成 23 年 3 月
事業の目的等	区内社会福祉法人のネットワーク会議運営を事務局として支援することで、法人の連携や地域福祉活動の推進が促進されることを目指します。
課 題	法人によって理解に差があり、また、人事異動などで取組の継承が難しい法人もあるため、会議での議論の深まりが出ない状況にあります。 コロナ禍における地域のニーズや取組みについての情報共有や、新たな課題への取り組みの検討が必要です。
R4 年度目標	法人間で地域公益活動の情報共有を図り、更なる活動の発展につながるよう働きかけます。 対面での会議だけではなく、オンライン会議の開催により、継続的に情報交換を持てるようにします。

<具体的取組>

- ・オンライン開催を含め、継続的にネットワーク会議を開催します。
- ・各法人の取り組みを共有することで、更なる地域活動の発展につながるよう働きかけます。
- ・区内の 25 社会福祉法人の連携による「福祉なんでも相談窓口」事業を推進します。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
豊島区社会福祉法人 ネットワーク会議（件）	計画	2	2	2
	実績	1		
福祉何でも相談窓口 地区連絡会（回）	計画	16	16	16
	実績	8		

2 地域密着面接会運営事業【総務課】

予 算	100,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☒ その他（区・施設長会等共同主催）
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	地域密着面接会開催要項（東社協作成）
事業の目的等	福祉人材の掘り起こしと福祉の仕事への理解や PR を推進するほか、社会福祉協議会と施設・事業所の連携を図ることを目指します。
課 題	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、昨年度は開催を断念しました。 今後は、高齢者施設以外からの求人についても求められており、参加団体の募集方法などの検討が必要です。

R4 年度目標	福祉人材の掘り起こしと理解を推進するため各関係機関と連携して PR を行います。 高齢以外の分野で児童・障がい等団体の参加に向けて取組めます。
----------------	--

<具体的取組>

- ・コロナ禍でも感染対策を十分におこない開催します。
- ・出展施設・事業所の取り組みを PR することで、更なる福祉人材の確保につながるよう働きかけます。
- ・児童や障がい等の団体の参加に向けて、PR や団体選考基準などの整備を行います。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
福祉のしごと 相談・面接会（回）	計画	1	1	1
	実績	1	0	

令和4年度

収 支 予 算

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

収支予算 総括表

(自) 令和 4 年 4 月 1 日 (至) 令和 5 年 3 月 31 日

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

(単位：千円)

事業区分	拠点区分	サービス区分	予算額		前年度 予算額	差引増減額	前年度比
						(A－B)	(収入)
			収入 (A)	支出	収入 (B)	(△印減)	(A／B)
社会福祉事業	法人本部拠点	法人運営事業	106,656	113,894	102,464	4,192	104.1%
		地域福祉事業	230,453	237,052	229,191	1,262	100.6%
		ボランティア活動推進事業	9,856	11,161	14,771	△ 4,915	66.7%
		助成事業	18,862	24,929	18,997	△ 135	99.3%
		生活福祉資金貸付事業	32,674	32,674	40,031	△ 7,357	81.6%
		福祉サービス利用援助事業	55,021	55,021	51,556	3,465	106.7%
		歳末たすけあい運動事業	951	1,269	951	0	100.0%
		公益事業	59,710	59,710	60,292	△ 582	99.0%
		繰越金	21,527	—	8,009	—	—
		合 計	535,710	535,710	526,262	△ 4,070	101.8%

* サービス区分間繰入金収入・支出は内部取引のため消去している

収支予算

(自) 令和 4 年 4 月 1 日 (至) 令和 5 年 3 月 31 日

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

【収入の部】

(単位：千円)

勘 定 科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
＜事業活動による収入＞			
会費収入	5,900	6,860	△ 960
寄附金収入	2,001	3,001	△ 1,000
経常経費補助金収入	176,781	190,048	△ 13,267
受託金収入	295,219	289,203	6,016
事業収入	11,689	11,470	219
介護保険事業収入	6,597	6,873	△ 276
基金受取利息配当金収入	2,131	7,411	△ 5,280
基金積立資産取崩収入	1,800	1,800	0
受取利息配当金収入	11	11	0
その他の収入	706	676	30
事業活動収入計	502,835	517,353	△ 14,518
＜施設整備等による収入＞			
施設整備等寄附金収入	0	0	0
施設整備等収入計	0	0	0
＜その他の活動による収入＞			
積立資産取崩収入	11,348	900	10,448
その他の活動収入計	11,348	900	10,448
繰越金	21,527	8,009	13,518
収入合計	535,710	526,262	9,448

【支出の部】

(単位：千円)

＜事業活動による支出＞			
人件費支出	407,516	413,504	△ 5,988
事業費支出	30,698	29,754	944
事務費支出	62,571	46,367	16,204
分担金支出	69	69	0
助成金支出	27,999	28,670	△ 671
支払利息支出	0	4	△ 4
その他の支出	0	1,000	△ 1,000
流動資産評価損等による資金減少額	1	1	0
事業活動支出計	528,854	519,369	9,485
＜施設整備等による支出＞			
固定資産取得支出	1,000	500	500
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	524	△ 524
施設整備等支出計	1,000	1,024	△ 24
＜その他の活動による支出＞			
基金積立資産支出	1	1	0
積立資産支出	4,855	4,868	△ 13
その他の活動支出計	4,856	4,869	△ 13
予備費支出	1,000	1,000	0
支出合計	535,710	526,262	9,448

* 前期末支払資金残高は、概ね124,797千円(令和3年度決算見込みより)

* サービス区分間繰入金収入・支出は内部取引のため消去している

資金収支予算

(自) 令和 4 年 4 月 1 日 (至) 令和 5 年 3 月 31 日

(単位：千円)

勘 定 科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
事業活動による収支	収入			
	会費収入	5,900	6,860	△ 960
	会費収入	5,900	6,860	△ 960
	個人会員会費収入	4,000	4,500	△ 500
	団体会員会費収入	800	800	0
	施設会員会費収入	0	300	△ 300
	賛助会員会費収入	600	600	0
	在宅サービス利用会員会費収入	300	400	△ 100
	在宅サービス賛助会員会費収入	120	140	△ 20
	ハンディキャブ利用会員会費収入	80	120	△ 40
	寄附金収入	2,001	3,001	△ 1,000
	経常経費寄附金収入	2,000	3,000	△ 1,000
	指定寄附金収入	1	1	0
	経常経費補助金収入	175,355	190,048	△ 14,693
	市区町村補助金収入	164,506	178,814	△ 14,308
	職員人件費補助金収入	144,928	155,772	△ 10,844
	在宅サービス事業補助金収入	1,602	1,792	△ 190
	給食事業補助金収入	718	1,574	△ 856
	ハンディキャブ運行補助金収入	1,134	1,048	86
	福祉サービス実施団体補助金収入	12,500	12,500	0
	権利擁護支援室運営補助金収入	755	3,259	△ 2,504
	その他の区補助金収入	2,869	2,869	0
	共同募金配分金収入	10,017	8,503	88
	一般募金配分金収入	780	1,060	△ 280
	歳末たすけあい配分金収入	8,287	6,493	368
	共同募金交付金収入	950	950	0
	都道府県社協補助金収入	2,258	2,731	△ 473
	孤立化防止補助金収入	2,258	2,731	△ 473
	受託金収入	295,219	289,203	6,016
	市区町村受託金収入	255,799	242,472	13,327
	コミュニティソーシャルワーク事業受託金収入	104,359	104,375	△ 16
	生活困窮者自立促進支援事業受託金収入	40,732	40,732	0
	生活支援体制整備事業受託金収入	6,930	6,920	10
	リフト付自動車運行事業受託金収入	4,899	4,899	0
	終活サポート事業受託金収入	8,301	8,447	△ 146
	高齢者元気あとおし事業受託金収入	2,570	2,300	270
	受験生チャレンジ支援貸付事業受託金収入	5,500	6,500	△ 1,000
	視覚障害者支援事業受託金収入	111	110	1
	地域包括支援センター受託金収入	41,517	41,633	△ 116
	介護予防サロン受託金収入	0	247	△ 247
	アウトリーチ事業受託金収入	11,509	11,509	0
	福祉包括化推進事業受託金収入	7,400	7,400	0
	その他の区受託金収入	41	0	41
	ひきこもり支援アウトリーチ事業受託金収入	7,400	7,400	0
	成年後見制度利用促進事業受託金収入	14,530	0	14,530

(単位：千円)

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	増 減
事業活動による収支	収入	都道府県社協受託金収入	39,420	46,731	△ 7,311
		生活福祉基金貸付受託金収入	32,649	40,006	△ 7,357
		地域福祉権利擁護事業受託金収入	6,771	6,725	46
		事業収入	11,689	11,470	219
		参加費収入	10	30	△ 20
		利用料収入	11,304	10,995	309
		在宅サービス利用料収入	5,809	5,766	43
		ハンディキャブ利用料収入	1,800	1,848	△ 48
		ハンディキャブ燃料費収入	210	210	0
		法人後見報酬収入	1,935	1,670	265
		地域福祉権利擁護事業利用料収入	1,538	1,393	145
		地域福祉権利擁護事業対象拡大利用料収入	12	108	△ 96
		広告料収入	110	110	0
		手数料収入	165	235	△ 70
		その他の事業収入	100	100	0
		介護保険事業収入	6,597	6,873	△ 276
		居宅介護支援介護料収入	3,943	3,295	648
		居宅介護支援介護料収入	3,943	3,295	648
		介護予防・日常生活支援総合事業収入	2,654	3,578	△ 924
		事業費収入	2,654	3,578	△ 924
		基金受取利息配当金収入	2,131	7,411	△ 5,280
		基金受取利息配当金収入	2,131	7,411	△ 5,280
		基金積立資産取崩収入	1,800	1,800	0
		基金積立資産取崩収入	1,800	1,800	0
		受取利息配当金収入	11	11	0
		受取利息配当金収入	11	11	0
		その他の収入	706	676	30
		受入研修費収入	360	360	0
		雑収入	346	316	30
		雑収入	346	316	30
	事業活動収入計		502,835	517,353	△ 15,944
	支出	人件費支出	407,516	413,504	△ 5,988
		役員報酬支出	1,115	1,315	△ 200
		職員給料支出	173,225	170,426	2,799
		職員諸手当支出	41,558	40,471	1,087
		職員賞与支出	71,364	71,680	△ 316
		非常勤職員給与支出	48,714	54,306	△ 5,592
		臨時職員給与支出	6,424	11,839	△ 5,415
		派遣職員費支出	0	8,400	△ 8,400
		退職給付支出	11,348	900	10,448
		退職給付支出	11,348	900	10,448
		法定福利費支出	53,768	54,167	△ 399
		事業費支出	30,698	29,754	944
		諸謝金支出	3,968	4,458	△ 490
		旅費交通費支出	112	108	4
		印刷製本費支出	4,614	3,151	1,463

(単位：千円)

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	増 減
事業活動による収支	支 出	消耗器具備品費支出	2,126	2,528	△ 402
		水道光熱費支出	72	72	0
		車輛費支出	382	137	245
		燃料費支出	835	857	△ 22
		修繕費支出	412	412	0
		通信運搬費支出	828	989	△ 161
		会議費支出	240	231	9
		広報費支出	161	161	0
		手数料支出	3,864	3,513	351
		保険料支出	933	942	△ 9
		賃借料支出	2,039	1,838	201
		土地・建物賃借料支出	1,342	1,342	0
		租税公課支出	14	14	0
		保健衛生費支出	251	224	27
		本人支給金支出	73	37	36
		低所得者利用料免除費支出	73	37	36
		活動協力費支出	8,342	8,650	△ 308
		リボンサービス協力会員活動費支出	5,473	5,754	△ 281
		ハンディキャブ協力会員活動費支出	1,704	1,848	△ 144
		困りごとサービス協力会員活動費支出	3	6	△ 3
		生活支援員活動費支出	506	386	120
		協力会員活動費支出	656	656	0
		雑支出	90	90	0
		事務費支出	62,571	46,367	16,204
		福利厚生費支出	4,176	3,650	526
		旅費交通費支出	1,244	1,369	△ 125
		研修研究費支出	972	1,119	△ 147
		事務消耗品費支出	6,554	3,426	3,128
		印刷製本費支出	2,420	2,428	△ 8
		水道光熱費支出	1,251	1,250	1
		修繕費支出	233	259	△ 26
		通信運搬費支出	7,404	7,052	352
		会議費支出	18	18	0
		業務委託費支出	5,298	5,298	0
		委託費支出	5,298	5,298	0
		手数料支出	6,353	6,147	206
		保険料支出	658	657	1
		賃借料支出	4,843	3,456	1,387
		租税公課支出	17,664	7,050	10,614
		渉外費支出	572	572	0
		諸会費支出	400	402	△ 2
		雑支出	2,511	2,214	297
		分担金支出	69	69	0
		分担金支出	69	69	0
		助成金支出	27,999	28,670	△ 671
		助成金支出	27,999	28,670	△ 671

(単位：千円)

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	増 減
事業活動による収支	支 出	障害者団体等事業助成金支出	7,830	7,830	0
		給食ボランティアグループ助成金支出	719	1,390	△ 671
		地域福祉活動事業助成金支出	2,635	2,635	0
		福祉サービス実施団体助成金支出	12,500	12,500	0
		サロン活動支援助成金支出	1,125	1,125	0
		親子ふれあい事業助成金支出	410	410	0
		成年後見等開始審判申立費用助成金支出	1,800	1,800	0
		その他の助成金支出	980	980	0
		支払利息支出	0	4	△ 4
		支払利息支出	0	4	△ 4
		その他の支出	0	1,000	△ 1,000
		法人税、住民税及び事業税支出	0	0	0
		流動資産評価損等による資金減少額	1	1	0
		雑損失	1	1	0
雑損失	1	1	0		
事業活動支出計			528,854	519,369	9,485
事業活動資金収支差額			△ 26,019	△ 2,016	9,485
施設整備等による収支	収 入	施設整備等寄附金収入	0	0	0
		施設整備等寄附金収入	0	0	0
		施設整備等収入計	0	0	0
	支 出	固定資産取得支出	1,000	500	500
		器具及び備品取得支出	1,000	500	500
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	524	△ 524
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	524	△ 524
	施設整備等支出計		1,000	1,024	△ 24
施設整備等資金収支差額		△ 1,000	△ 1,024	24	
その他の活動による収支	収 入	積立資産取崩収入	11,348	900	10,448
		退職給付引当資産取崩収入	11,348	900	10,448
		退職給付引当資産取崩収入	11,348	900	10,448
		積立資産取崩収入	0	0	0
		その他の活動収入計	11,348	900	10,448
	支 出	基金積立資産支出	1	1	0
		基金積立資産支出	1	1	0
		積立資産支出	4,855	4,868	△ 13
		退職給付引当資産支出	4,855	4,868	△ 13
		退職共済掛金（東社協）	4,855	4,868	△ 13
		退職給付引当資産支出	0	0	0
	その他の活動支出計		4,856	4,869	△ 13
	その他の活動資金収支差額		6,492	△ 3,969	10,461
	予備費支出			1,000	1,000
当期資金収支差額合計			△ 21,527	△ 8,009	△ 13,518

* サービス区分間繰入金収入・繰入金支出は、内部取引のため消去している

前期末支払資金残高			
当期末支払資金残高	△ 21,527	△ 8,009	△ 13,518